

令和4年度一般会計予算特別委員会会議録

令和4年3月14日(月)

(開 会) 10:00

(閉 会) 16:33

【 案 件 】

1. 議案第4号 令和4年度 飯塚市一般会計予算

○委員長

ただいまから、令和4年度一般会計予算特別委員会を開会いたします。

「議案第4号 令和4年度飯塚市一般会計予算」を議題といたします。3月11日に引き続き、第3款民生費についての質疑を許します。まず質疑通告をされております145ページ、扶助費、生活保護扶助事業費について、城丸委員の質疑を許します。

○城丸委員

生活保護扶助費についてお聞きしたいんですけど、令和4年度の予算で生活扶助費が6億3730万9千円の減額ということで計上されておりますが、本年度の扶助費の内訳と昨年度の比較をお聞きしたいと思います。

○生活支援課長

令和4年度当初予算における生活保護の扶助費の状況につきまして、令和3年度予算額との比較でご説明させていただきます。まず、令和4年度における扶助費の当初予算総額は、86億6920万円となっております。内訳としましては、生活扶助が約23億845万円で26.6%、次に、住宅扶助が約9億5625万円で11%、医療扶助が約50億146万円で57.6%と、この3扶助が95.2%を占めております。残りの4.8%、約4億304万円が教育扶助、出産扶助、生業扶助、葬祭扶助、介護扶助等でございます。昨年度と比較いたしまして、総額で6億3730万9千円、6.8%の減、生活扶助では約2億1700万円、8.3%の減、住宅扶助で約2100万円、2.1%の減、医療扶助が約3億7600万円、7%の減となっております。扶助費につきましては、ピーク時の平成24年の扶助費総額が、約103億3200万円ございました。平成24年度以降は、毎年保護率が低減傾向にあり、令和3年度当初予算との比較で、約16億6千万円程度減少してきているところでございます。

○城丸委員

ちょっと低減傾向にあるということですけど、その中でも昨年度比較との中で、一番大きく減額しているのは生活扶助費の減額だと思うんですけど、これはどういうわけでしょうか。

○生活支援課長

扶助費の減額の要因としましては、被保護者数の減少がその要因となりますが、生活保護費につきましては、令和3年度の予算編成よりコロナ禍の影響による生活保護開始件数も上乗せして見込んでおります。令和3年度では、家族4人をモデルケースとしまして、月の平均で10件、扶助額として約1億3200万円の増額を見込んでおりました。このコロナ禍の影響を要因とした生活保護の開始件数につきましては、令和2年度が14件、令和3年度は1月末で3件となっております。来年度予算にもコロナの影響での増加分を計上しておりますが、毎月3件の開始を見込み、扶助額として4430万円を見込んで加算しているところでございます。この部分の減額が、生活扶助費の減額の中で大きなウエートを占めていることから、生活扶助費の減額の割合が増えたところでございます。

○城丸委員

コロナによる影響を見込んでということで、令和3年度は10件、1月末では3件、令和

4年度についても月3件の36件を見込んでいるということですが、それでも6億円の減額ということになっているということなんですけど、このコロナの影響につきましては令和2年度は14件ですか、14件で結構多いんですけど、後はあまり見られないということなんですけど、このコロナ禍にも関わらず、被保護者数の減少が扶助費減額の要因との説明でしたけど、その被保護者数の推移は、どのようになっておりますでしょうか。

○生活支援課長

本市の過去3年間の生活保護の受給世帯数、受給者数、保護率の推移につきまして、平成30年度から令和2年度までの各年度の数値でお答えいたします。まず、平成30年度が保護受給世帯数4230世帯、受給者人数5733人、保護率44.7パーミル、令和元年度は、保護受給世帯数4143世帯、受給者人数5535人、保護率43.4パーミル、令和2年度は、保護受給世帯数4057世帯、受給者人数5333人、保護率42.1パーミルとなっております。この3年間で173世帯、人員で400人、率にして2.6パーミルの減となっております。以上のとおり、微減傾向で推移しており、令和4年2月末時点現在では、保護受給世帯数4009世帯、受給者人数5203人、保護率では、41.2パーミルと、さらに減少化傾向が続いております。また、受給者数は微減で推移していますが、単身高齢者世帯の割合が増加しており、この傾向は国でも同様でありますことから、今後も高齢者の受給率が増加していくものと分析しております。

○城丸委員

このコロナの影響で多分増えるだろうと、生活保護の開始件数が増えるだろうということで、私も想像していましたし、皆さんも多分、想像をされていたと思うんですけど、実際は増えてないと。この生活保護者が増えることなく減少を続けている要因は、何だと考えられますか。

○生活支援課長

市内においても、いまだコロナ禍の経済活動の衰退の影響を受け、生活困窮状況より脱却できずにいる市民が多いと見受けられます。

○生活支援課長

しかしながら、令和2年度に引き続き、令和3年度は社会福祉協議会が実施した生活福祉資金の貸付けにより、生活を維持することができた方々も多数いらしたようでございます。また、本年度7月からは生活福祉資金貸付金を利用した後も生活の立て直しができない方を対象に、新型コロナウイルス感染症自立支援金の給付も始まっておりまして、本市では、多数の方々がこの貸付けや支援金を利用されております。また、コロナ下の支援策として、国や自治体を実施した各種の支援金等につきましても、市民生活を支える大きな効果があったものと考えております。

○城丸委員

社協による生活福祉資金の貸付け、それから自立支援金の給付、それから国や自治体を実施した各種の支援金、これによって、ひとまず息をついたというか、非常によかったんではないかというふうに思っておりますが、今からウイズコロナという状況で、先ほども答弁の中にありましたけど、生活困窮状況を脱却できずにいる市民が多くいるということと、単身高齢者等の増加によって、高齢者の生活保護受給が増加していくという見込みも出ております。今から増えてくる可能性も十分ありますので、その辺は丁寧に対応していただいて、手を差し伸べていただきたいというふうにお願いして、質問を終わります。

○委員長

では次に、同じく145ページ扶助費、生活保護扶助事業費について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

おはようございます。日本共産党の川上直喜です。最初に生活保護のケースワーカーの主な

業務、配置基準、配置状況、担当世帯数の新年度見込み、お尋ねします。

○生活支援課長

まず、ケースワーカーの業務につきましてですが、ケースワーカーの業務は、「最低限度の生活保障」と「自立助長」を目標として、個人や家族が社会生活上で直面する問題の解決に向けて援助活動を行っていくものであり、家庭訪問を初め、各関係機関との連携、各種調査、新規申請受け付けから開始までの業務及び生活保護事務一般など多岐にわたっております。また、多様化する保護世帯のニーズに合わせた知識の習得も求められていることから、研修会等にも参加し、スキルの向上に努めています。ケースワーカーの仕事は処遇困難ケースへの対応、業務量の多寡により、非常に激務となっており、心理的なストレスも大きいため、業務負担の軽減と、ケースワーカーを孤立させないよう、係長を初めとした管理監督職を含む生活支援課職員が一丸となって、組織的対応を行うことで、問題の解決を図るよう努めているところでございます。また職員の人員体制につきましてですが、令和3年4月1日時点で、被保護者世帯数4057世帯に対し、ケースワーカーは56人となっており、担当者1人当たりのケース数は平均7.2ケースとなっております。本年度2月末現在では、4900世帯に対して、1人当たり平均7.1ケースであり、一番多くケースを有しているケースワーカーは9.2ケースとなっております。このケースワーカー1人当たりの法定定数は、社会福祉事業法第15条にて、郡部福祉事務所は6.5ケース、市部福祉事務所は8.0ケースと記載されております。本市におきましては、平成18年に1市4町で合併し、広域な範囲が支部の管轄となりました。現在、法定定数8.0ケースを下回る状況ではございますが、地理的な状況を鑑み、訪問活動等で時間を要する担当地区などは、ケース数を調整しているところでございます。令和3年度のケースワーカー定数56名中、11名につきましては、任期付職員で、残りの45名は正規職員の定数となります。任期付職員につきましては11名の定数を確保できておりますが、正規職員45名のうち3名が欠員となっております。代替の会計年度職員を配置して対応しているところでございます。新年度における配置の予定でございますけれども、令和2年度から令和3年度の4月1日現在において、被保護者世帯数が8.6世帯減となっております。また、本年度2月末現在では、年度当初より4.8世帯減少しております。年々、被保護者世帯数が減少していますことから、ケースワーカー1人当たりのケース数も当然少なくなっております。新年度につきましてはこのような現状から、ケースワーカーを56人から2人減とし、54人体制とする予定で、担当者1人当たり平均7.4ケース程度と考えております。

○川上委員

新年度ですけれど、最も多い担当ケース、世帯は何世帯ぐらいになりますか。

○生活支援課長

新年度の詳しい人員配置がまだできておりませんので、最も多いのが、何件というところからはっきりしたのがあるかもしれませんが、今年度の一番多いケースで、9.2ケースとなっております。大体これとあまり変わらない数字になるのではないかと考えております。

○川上委員

こういう状況の中で、先ほど8.0ケースと言われましたね、都市部で。9.2ケースという状況がある中で、あるいは見込まれる中で、ケースワーカーを2名減というのはどういう判断ですか。

○生活支援課長

現状一番多いケースワーカーで9.2ケースというのがありますけれども、これにつきましては、県費対応ケースで、ほとんどが施設入所された、ケースワーカーの業務負担が軽いケースとなっております。通常のご自宅で生活しておられる方へのケースワークの事務量と施設入所者が多い場合の事務量が変わってきますので、そこでケースの差が、ケース数としては若干の差が出てくるようなところでございます。

○川上委員

片峯市長、ドラマで、健康で文化的な――、25条の第1項を全部読み上げるぐらいのテーマのドラマがあったじゃないですか。非常に感動的な内容が続いたドラマだったんだけど、ケースワーカーを応援する内容でもあったと思います。このケースワーカーを機械的に減ずるとするのは、おかしいのではないかというふうに思います。

それから2点目は、申請相談及び申請の原因の最近の特徴をお尋ねします。

○生活支援課長

生活保護の相談から申請におけます過去3年間の推移についてご説明します。平成30年度の相談実件数439件、申請件数は294件であり、率に直しますと、66.9%となっております。令和元年度は相談実件数398件、申請ケースは290件であり、72.8%、令和2年度は相談実件数407件、申請件数は260件、率に直しますと、63.9%となっております。本年度2月末時点では、相談実件数401件、申請件数は289件で、72%となっております。以上のように、過去3年間の保護の申請件数は微減傾向で推移をしております。申請率で見ますと、毎年度、波はありますが、60%を超える高い確率で申請に至っております。また、新型コロナウイルス感染症に伴う保護の相談、申請回数については、令和2年度が相談件数45件、うち開始に至ったケースが14件、31.1%、本年度2月末現在では、相談件数12件、うち開始ケースが3件、25%となっております。この数字から新型コロナウイルスによる申請に至ったケースが少ないのは、社会福祉協議会による緊急小口資金、総合支援資金の特例貸付が延長されたことと、生活困窮者自立支援相談室による各種支援等によることが要因と考えております。保護の相談時の内容におけます統計的な集約は行っていませんが、保護を開始するに至った際の開始理由につきましては、世帯主の傷病、預貯金の減少・喪失、他管外からのケース移管などが最も多いものとなっております。

○川上委員

申請率がこのくらいで良いのかというふうに思うんですけど、それにも関わると思うんですけども、扶養照会は義務ではないと、はっきりしているんですけど、本市ではどういう取扱いにしていますか。

○生活支援課長

従来の扶養義務調査の取扱いでは社会福祉施設入居者、長期入院者、未成年者、70歳以上の高齢者、家庭内暴力の加害者に加え、20年以上音信不通で、明らかに交流が断絶している場合などを扶養の可能性が期待できないものとされておりましたが、令和2年2月26日付の厚生労働省発出の通知にて、家族関係が壊れているものの具体例として、当該扶養義務者との間の借金問題、相続をめぐる対立、縁が切られているなどの関係不良が新たに加わり、長期間音信不通につきましては、20年間となっていたものが、10年程度と変更となっております。これまでできるだけ申請者に対し、慎重に心理的圧力をかけないように調査を行ってまいりましたが、この通知を受け、さらに申請者の置かれた状況を聞き取り、適切に対応しているところでございます。

○川上委員

飯塚市の今のやり方は、令和2年2月26日の国通知、扶養照会は義務ではないということとの関係では、国の通知に沿っていないのではないかと思いますけど、どうしてそうなっているのですか。

○生活支援課長

実際、申請を受け付けるに当たりましては、保護の実施を前提に申請を受け付けていくことになるのでございますけれども、実際、多くの申請相談をされる方が、親族との関係が絶たれているといった状況がかなり見受けられます。申請に当たっては、親族との関係悪化の状況については詳しく聞き取りをさせていただいた上で、先々、親族との関係の改善に向けた指導も

保護開始後は実施していくことになると考えております。その中で交流が断絶している親族に対しても、交流を再開していただくよう、お話を差し上げているところがございますので、長期間交流が途絶えている方につきましても、先々の交流再開に向けた指導を実施しているところがございます。

○川上委員

なぜ、そういうことをするのかと。扶養照会は義務ではないというふうに——、これは厚生労働省の仕事なんでしょう。それを委任受けているんでしょう。委任した側が扶養照会は義務ではないと言っているのに、なぜ現場ではそういうことが続くんですか。

○生活支援課長

確かに、開始決定における義務ではないという考えを示されておりますけれども、先々単身の受給者の方が入院される場合とか、そういったときに親族の同意が必要になるときが、出てくる可能性が考えられます。そういったところで交流が途絶えている受給者の方につきましても何とか交流を再開していただいて、そういった緊急時の対応にも問題が生じないようにということで、そういった対応をさせていただいているところがございます。

○川上委員

今のお話は、申請時、あるいは決定時の過程では扶養照会しないと、しなくてよいということを確認するという答弁になるんですかね。

○生活支援課長

今の対応につきましては、保護開始後に、交流状況を改善していただく上での指導というか、助言をさせていただいているという内容の話でございます。

○川上委員

確認しますよ。保護の申請、それから、決定に至る過程では義務ではないので、ということですよ。保護開始した後に、先ほど言われたような事情で、することがあるかもしれないみたいなことかな。しているということかな。それも慎重であるべきだと思いますよ。ただ、現実には、心理的プレッシャーにならないと言われるけど、プレッシャーになっているんですよ。自分のこの惨めな姿を、一番身近な人たちに知られたくないけど、それをしないと保護は申請できないのかと。そういう苦しみというか。それで、なぜそうなるかということ、生活保護申請書の中に、民法上と言う扶養義務者と言われる方の名前を書いてもらうでしょう。このことによって、ここに連絡しますよ、ここに連絡しますよということになっていくでしょう。あたかも扶養照会が義務ですよという、そういうような形になっているわけですよ。通知は来ているけど、現実には、あそこにどんどんどんどん書いていってくださってなるわけですよ。そして名前書いた人のところには連絡しますよって説明しますよね。矛盾があるのではないですか。

○生活支援課長

先ほどからご説明しております保護開始後のそういった受給者の方と扶養義務者の方の交流再開につきましては、こちら福祉事務所のほうで扶養親族の方に直接連絡を取ってお願いするというようなやり方は一切やっておりません。あくまでも自発的に受給者の方から、扶養義務者の方と連絡を再開していただいて、交流を再開していただくような指導をしているところでございます。

○川上委員

それは違う話をされているんですね。それで、生活保護の申請書の中のあの欄を、申請書からあの欄を削除するか、それか、ここはあなたが連絡を福祉事務所に取ってもらいたいと思う人の名前だけ書いてくださいと言うか、そういうふうに改善できませんか。

○生活支援課長

確かに申請書の中にはそういった扶養関係にある親族の方のお名前、住所を書いていただく

欄がございます。これにつきましては、先々そういった、扶養親族の方に連絡を取る、お亡くなりになったときとか、そういったときに連絡を取る必要もございますので、そういったときの対応のために住所までは調べておくとかいった対応はさせていただいております。いよいよ関係の破綻しているような扶養親族につきましては、住所とお名前記入をしていただきましても、こちらから連絡を取るようなことはしておりませんので、それについては、申請者のほうにも、十分理解を得られるように、ご説明を差し上げているところでございます。

○川上委員

もともと生活保護の申請は口頭でもできるわけですよね。にも関わらず、行政の立場から、文書でお願いしているわけでしょう。書かないでいいんですよ、どの欄も。口頭で言えばいいわけ。特にこの扶養照会のところは、必ずここに連絡を取りますよというように必ず受け止められています。だから、廃止するか、あなたが連絡を取ってもらいたいと、自分が希望する人の名前だけ書いてくださいとかね。部長、そういうふうにしたら何か国との関係で不都合がありますか。

○福祉部長

今お話がありましたように、確かに国との関係という話ではありませんが、私たちもやはり今、質問委員が言われますように、この人と連絡を取ってください、こちらからもそれを見つけない部分があります。実際のところが何十年も疎遠になっていた方が、この生活保護の申請をしたことで私たちの扶養義務調査によって、再会、また関係性が戻ったりとか、そういうことも時折ございます。ですからこの扶養義務調査が一切申請者に対して、心理的なプレッシャーを与えるのかといいますと、それも一概に全部が全部否定できるものではないというふうにも考えています。ですから、この辺は、私たちもケースワーカーにしっかりとそのような、本当にプレッシャーにならないように、今本当に委員が言われるように、自分からこの人と連絡を取ってくださいと言われるのが一番ベストかと思います。ただ、私たちもしっかりした調査が必要になりますし、その調査といっても、扶養義務を要請することではなくて、全ての状況を把握しておくこと、これは非常に必要なことだと思いますので、ケースワーカーにもしっかりそこら辺の心理的プレッシャーをかけないように、しっかり指導して、申請者にも過大な負担をかけないように努力していきたいというふうに考えます。

○川上委員

今の答弁は、実は生活保護法の扶養照会に関わるところに関する保護法の立場が分かってない。それから、それを指摘して、国会で指摘して、国も認めた、そしてそれから出た通知、令和2年2月26日の通知も理解していないのではないかと。それは、さっき言った希望するところだけ連絡してくださいというのは、私が思いついて言っているわけではないんですよ。弁護士とか、その支援団体が研究の後に提言しているわけではないですか。先ほど言ったような方向で改善してもらいたいと、それに必要ならば国と連絡を取ってもらいたいと。また違う機会に聞きます。

それから、生活保護法では申請から14日以内の決定としていますけど、現状はどうなっていますか。

○生活支援課長

生活保護の申請書が提出されてからは、まず早い段階で家庭訪問を行い、居住実態、生活状況の確認を行います。併せて預貯金調査、生命保険調査、扶養義務調査、年金、土地、家屋等の資産調査など、各種調査を行い、資料とケース台帳を作成していきます。本市では、特に保護の要否、保護の適正化及び援助方針の確立まで、全体的・総合的な検討を行うため、相談員、係長級以上の職員にてその新規ケースについての診断会議を開催し、慎重に審議をしております。診断会議は原則14日以内に行うこととしているため、ケースワーカーは所定の調査を速やかに行うとともに、資料作成、適正な事務処理に力を注いでいるところでございます。

○川上委員

どれぐらいの件数に対して、14日以内で決定したのはどれぐらいありますか。

○生活支援課長

平成30年度から令和2年度までの3年間の保護開始件数に対します14日以内での開始件数をお答えいたします。まず、令和30年度の保護開始件数が256件で、14日以内での開始件数は159件、率に直しますと62.1%、令和元年度は開始件数256件、14日以内の開始件数が128件、率で50%、令和2年度は開始件数232件、14日以内に開始した件数は146件であり、62.9%となっております。また、本年度2月末現在では、開始件数252件に対しまして、14日以内での開始件数が161件、63.8%となっております。早期の保護開始に向けて、調査等を適切に行い、保護の可否を判定しておりますが、14日を超えて開始するケースもあることは否めません。理由としましては、資産調査、稼働能力等病状把握による病状調査、管外からの移管ケースに伴う連絡調整などがあります。また申請者からの協力が得られず、調査に日数を要した場合などもございます。

○川上委員

法律が14日以内と書いているのに、そのとおりにできているのは、6割から5割というようなことで最近では推移しているということですか。

○生活支援課長

生活保護法の第24条第3項に、保護の実施機関は、保護の開始の申請があったときは、保護の可否、種類、程度及び方法を決定し、申請者に対して書面をもって、これを通知しなければならない。また同条第5項に、第3項の通知は、申請のあった日から14日以内にしなければならない。ただし、扶養義務者の資産及び収入の状況の調査に日時を要する場合、その他特別な理由がある場合には、これを30日まで延ばすことができるとされております。このことから14日以内での保護の可否を決定させることが原則となっております。本市におきましても、生活保護を申請される世帯が、真に窮迫した状態で、親族等からの援助も受けられない状況でありますことから、速やかに調査等を履行し、14日以内での保護の可否の決定に努めているところでございます。

○川上委員

後段の部分ですけれども、扶養照会は決定後に行えばいいのではないんですか。

○生活支援課長

調査の一例として、文面の中に扶養義務調査の資産といった言葉が出てきておりますけれども、それと含めましてご本人の資産とか収入についても、また稼働能力、そういったものについても調査をさせていただいておりまして、そういったところで日数を要している場合に、14日に間に合わないといったケースが発生しているところです。

○川上委員

ケースワーカーが足りないために、14日以内に新規申請者の書類を作成して、間に合っていないとかいうことはないんですか。14日以内には少なくともその診断会議をするということだったけど、ケースワーカーがきちんとまとめて、書類を診断会議に出せている率はどれぐらいありますか。

○生活支援課長

今、委員がおっしゃいました14日以内に診断会議ができている率までのちょっと数字の把握が今回できておりませんが、ほとんどのケースについては14日以内で診断会議を実施しております。14日以内に間に合わないケースについては、それなりの理由を診断会議の資料の中にも記載して、なぜ間に合わなかったのかというところが明確になるようにしているところでございます。

○川上委員

矛盾に気がつきますよね。ケースワーカーは大変な忙しさの中でも、14日以内に診断会議に間に合うように書類を作っていると。ほとんどと言われたでしょう。ほとんどというのは、99%とか98%ぐらいじゃないんですか。そうすると、14日以内に決定するというのが、5割から6割ぐらいで推移しているわけでしょう。この矛盾は何ですか。

○生活支援課長

実際14日以内の決定ができていないという部分につきましては、診断会議は14日でちょうど、何とか診断会議を実施することができましても、その後で実際のケースを作成して、決裁を受ける事務の必要がございます。そのために14日を若干超えての実際の決定になっているような状況がございます。

○川上委員

部長、申請のときに手持ち金は幾らですかと。預金口座と本当の手持ちと合わせてどれぐらいですかと聞くでしょ。見せろとは言わないけど、預金通帳は見ていますよね。そうして、最低生活費の半分程度、2分の1程度を所持ですねと。じゃあ大変ですねということで受け付けるような傾向があるけど、最低生活費の半分程度というのは14日ということでしょう。14日過ぎるとお金がゼロになるんですよ。それでいいというわけではないんですよ。でも、現実には決定し、ましてや現金が本人に届くには、14日を軽く超えていつているわけでしょう。半数以上がもらえないか、超えているわけでしょう。どうやって生きていくんですか。

○福祉部長

今、質問委員が言われますように、確かに最低生活費の2分の1、単身世帯ですと住宅費まで入れると5万円程度、そういう形になります。それで2週間程度の生活をするというのも、非常に申請された方に苦しい思いをさせることになろうかと思えます。そのようなことが一件でも少なくなるため、しかしながら、これも様々な調査の上で、処遇方針をしっかりと作って、ご本人に一番適したもの、それを作る必要もございます。そこで多少の時間がかかることもございますけども、なるべく、なるべくではなく、しっかりと14日以内に決定ができるよう努力してまいりたいというふうに考えております。

○川上委員

法律で14日以内って書いてある。そうすると、それに必要な体制をつくっていかないといけない。それでケースワーカーを減らしていいのかと。

それから、次は新型コロナウイルス感染症関連経費について、加算を飯塚市福祉事務所長として県に提案し、県としても採択されるということがあったと思えますけど、今回の予算には、この加算は実現して反映していますか。

○生活支援課長

今回の予算には、この加算は反映されておりません。

○川上委員

その後、県への要望のその後はどうなったんですか。

○生活支援課長

委員がおっしゃられます加算につきましては、福岡県都市福祉部福祉事務所長会筑豊ブロック会議におきまして、本市の新規要望事項として、新型コロナウイルス感染症対策に伴う生活必需品等に要する加算の支給について、国に要望することを提案させていただきました。それが承認されましたことから、令和3年度の福岡県都市福祉事務所長会総会に諮られ、審議の結果、県に対する要望事項として承認、提出されました。その後のこの要望につきまして、県のほうに確認をいたしましたところ、マスクや消毒液など、感染予防に必要な生活必需品等につきましては、昨年度に品薄の状態となり、価格が高騰した時期がありましたが、現在では流通も安定し、生活費を著しく逼迫するような状況にはないと県の判断から、国へは要望しないとの回答を受けております。

○川上委員

国に直接要望するほうがいいかもしれませんね。

それから、灯油が高騰しております。生活を脅かしているわけですが、市としては、福祉灯油の検討を今回予算編成に当たって検討していますか。

○生活支援課長

福祉灯油の検討ということでございますが、これにつきましては、昨年末から財政のほうとも協議をさせていただきました。実際に福祉灯油を実施している自治体につきましては、主に北海道や東北などの寒冷地の自治体でありまして、西日本ではごく一部の寒冷地のみでの実施となっております。九州で実施している自治体はございません。生活保護は国の制度として実施している事業でございますので、今回のような急激な物価の変動にも制度として対応し、被保護者の生活への影響を抑えるように、地方の意見を十分に踏まえた上で、国に対し制度の検討を行ってもらえるよう、全国市長会を通じて、今後も要望を継続的に実施していくこととしております。

○川上委員

その全国市長会の要望というのは、5月ぐらいですか。

○生活支援課長

全国市長会の要望につきましては、毎年10月頃に取りまとめがっております。

○川上委員

間に合いません。

それから、次は業務委託について予算計上がありますけど、それぞれの状況と内容と法的な根拠の説明を求めます。

○生活支援課長

生活保護関係の業務委託につきまして、業務委託名と法的根拠等をお答えさせていただきます。まず、飯塚市子どもの健全育成支援事業業務委託につきましては、生活困窮者自立支援法に基づいております。次に、飯塚市就労支援業務委託は、生活保護法第55条の7、飯塚市就労支援事業実施要綱によって実施しております。次に、飯塚市生活保護年金相談業務委託、飯塚市生活保護受給ひとり親家庭等自立支援業務委託につきましては、生活困窮者自立相談支援事業実施要綱に基づいて実施をしております。最後に、生活保護レセプト点検業務委託は生活保護法に基づいております。

○川上委員

生活保護法第19条第4項をちょっと紹介してください。

○生活支援課長

生活保護法の第19条につきましては、生活保護を要する方の居住地等を管轄する自治体の長に保護の実施責任があることを規定している条文でございます。その第4項におきまして、保護の決定及び実施に関する事務の全部または一部を、その管理に属する行政庁に限り委任することができることと記載されております。このことは、市長の権限に属する生活保護に関する事務を福祉事務所に委任し、生活保護の決定及び実施の事務を行うことを規定しているものでございます。生活保護に関する一部の業務の外部委託についての規定をしているものではございません。

○川上委員

令和3年3月31日付で事務連絡が厚生労働省から出ています。この中でこの業務の問題について、業務委託について、3枚目に生活保護法第19条第4項に関わるところで、6行ぐらい説明書きがありますね。ちょっとこれを読み上げて説明してください。

○生活支援課長

保護の実施機関において、ケースワーカーが行う一連の業務には、保護の決定または実施に

関与せず、明らかに公権力の行使に当たらない業務が相当程度存在する。例えば、被保護者就労支援事業及び被保護者健康管理支援事業の事務の全部または一部は外部委託が可能である旨が法に明記されているが、これら以外の業務についても委託元と委託先との間に、作業における指揮命令系統が発生しないことを前提に、以下に掲げる業務については、外部委託が可能と考えているという内容が示されております。

○川上委員

外部委託は基本的にできませんということになっているんですね。基本的に。違うんですか。

○生活支援課長

外部委託が基本的にできないという内容ではないと考えております。最後のほうに申し上げましたが、これら以外の業務についても、委託元と委託先との間に、作業における指揮命令系統が発生しないことを前提に、業務委託が可能と考えているという内容が示されております。

○川上委員

残り時間が少ないけど、もう仕方がない。通知でこう書いてあるじゃないですか。現行法において保護の決定または実施に関わるいわゆる公権力の行使に当たる事務について、民間事業者に外部委託を行うことは認められない。となっているじゃないですか。このことは第19条第4項において、明らかであるとして書いているでしょ。そしてその下に、以下に掲げる業務については、外部委託が可能と考えていると書いているじゃないですか。考えているだけなんですよ。以下に掲げる業務について、事例が1、2とありますね。ちょっと紹介してください。

○生活支援課長

まず事例1につきまして、通知書類等に係る封入、封緘や発送等の事務について、毎月の定例処理によりシステムから一括発行される、保護決定通知書、医療券、調剤券、介護券、要否意見書、返還金納付書等に係る、封入封緘や発送といった事務については、当該事務のみを切り離して行うことを前提に、外部委託することが可能と考えられる。また、法第29条に基づく調査や戸籍調査に係る依頼書についても、調査対象や調査内容の決定から切り離され、単に封入封緘や発送といった事務のみを行う場合は、同様と考えて差し支えない。

また事例2につきまして、生活保護費の返還金等に係る収納事務について、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の規定により、一部改正された法及び関係政省令が令和2年10月1日から施行されたことにより、生活保護費返還金等の円滑な納付及び各福祉事務所の事務負担の軽減に資するよう、生活保護費返還金等の収納事務の私人委託が可能となっている。と記載されております。

○川上委員

しかるに、今回、予算計上の年金手続等支援業務委託料337万3千円とか、数字が今年度分としてはこう書いていますけど、飯塚市生活保護年金相談業務委託仕様書が私の手元にありますけれども、業務内容をお尋ねします。

○生活支援課長

すみません。私の手元にちょっと資料が用意できておりませんので、あれですけれども、被保護者の方の年金記録の調査や、そういったものが記載されていると記憶しております。

○川上委員

これは債務負担行為で令和3年、4年、5年度、委託していますね。どこに委託しているんですか。

○生活支援課長

株式会社マネージメントバンクになります。

○川上委員

これは先ほど、昨年3月31日付でできないとされたいわゆる公権力の行使に当たる事務について、民間事業者への外部委託に当たるのではないんですか。

○生活支援課長

先ほどの生活保護法第19条についてでございますが、これについては保護の開始決定や廃止、変更に関する直接の事務を民間に委託するものではなくて、市長等が福祉事務所長に委任するものという規定になっております。年金の調査の結果によって、それによって保護の変更の必要が生じた場合、これにつきましては保護決定事務そのものが、福祉事務所において実施しておりますことから、生活保護法第19条の規定に反するものではないと考えております。

○川上委員

これは、こう書いているんですよ。保護の実施機関、保護の決定及び実施に関する事務の全部または一部を、と書いているんですよ。ちょっと納得いかないですね。またちょっと、今議会議中にこのことについては、お尋ねをしていきたいと思っております。質問を終わります。

○委員長

次に、質疑事項一覧表以外の質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

ほかに質疑はないようですから、第3款民生費について、総括質疑として保留しました以外の質疑を終結いたします。暫時休憩いたします。

休憩 10 : 58

再開 11 : 09

委員会を再開いたします。

次に、第4款衛生費から第6款農林水産業費までの質疑を許します。初めに、質疑通告されております149ページ、予防費、予防接種事業費について、守光委員の質疑を許します。

○守光委員

それでは149ページ、予防費、予防接種事業費、骨髄移植後等予防接種再接種費助成金についてをお尋ねいたします。この助成金の内容についてお答えください。

○健幸保健課長

本事業についてご説明をさせていただきます。小児の悪性新生物等の治療のために、骨髄移植や抗がん剤治療などの化学療法等を行うことで、定期予防接種で獲得していた免疫が低下、もしくは消失し、感染症にかかりやすくなるということになります。そのため改めて免疫を獲得するために、再度予防接種を受けることが推奨されておりますが、再接種の場合、その費用は全て自己負担となります。全ての接種を受けるのに、期間としては2年から3年、接種費用は最大30万円ほどかかる見込みとなり、経済的負担が大きいことからその費用を市が助成するものでございます。令和2年度の福岡県のデータによりますと、本市在住で悪性新生物の中でも、血液疾患である方が2名おられること、また、助成実施自治体での実績が1名から3名の申請ということから、1年間にかかる1人当たりの平均再接種費を10万円と推定し、年間3名の申請を見込んで予算計上しております。再接種をされた方のうち、抗がん剤治療などの化学療法を行った方の助成事業は、市の単費となっておりますが、骨髄移植後の方の助成事業については、県が2分の1補助するものとなっております。

○守光委員

本市の現状についてをお伺いいたします。

○健幸保健課長

今年度の状況といたしましては、令和3年6月に1件の申請がっております。また、今年度、今年に入りまして、令和4年1月に1件の相談を、今現在受けている状況でございます。

○守光委員

この事業に関しては、以前、がんの子どもを守る会の方と片峯市長に会っていただいて、話を聞いていただいて、早速この事業を始めていただいて、本当にその方たちも感謝をされております。本当、がんで、子どもさんががんで本当に長年苦しんできて抗がん剤治療とか、本当

に大変苦しい思いをされて、ようやく治ってこれからというときに、抗体が消失して、感染症にかかりやすくなるというリスクを負わなくてはいけない、またそれを、また再度、これをするためには、期間としてやっぱ2、3年、また費用としては最大30万円かかるということで、本当に負担が大きい分でありますので、今後とも人数的には、そんなに多くはないと思いますけども、やはり数ではなくて、こういう方が年間に数名いらっしゃる、またこれからも、ないことが本当は一番いいんですけども、これからもまた、こういう抗がん剤をされて、こういう方がまた1人2人とおられると思いますので、しっかりと市として今後とも対応していただくことを要望して、質問を終わります。

○委員長

次に、149ページ、予防費、予防接種事業費について田中裕二委員の質疑を許します。

○田中裕委員

149ページ、予防接種事業費についてお尋ねをいたします。予防接種のうち3つの予防接種についてお聞きいたします。まず成人肺炎球菌ワクチンB型、肝炎ワクチン、そしてHPVワクチン、この3つについてお尋ねいたします。また成人肺炎球菌予防接種でございますが、この成人肺炎球菌の定期接種が、平成26年10月1日から当初は65歳、70歳、75歳、80歳、85歳と5歳刻みでスタートをして、それが一巡すれば、65歳になる方のみが対象になって、接種事業がスタートしたわけでございますが、一巡したときに接種率があまりにも低いということで、国はあと5年延長をいたしております。肺炎球菌予防接種、飯塚市の接種率の状況についてお尋ねをいたします。

○健幸保健課長

直近3年間の接種率でお答えさせていただきます。平成30年度は対象者9286人、被接種者は4113人で、接種率44.3%。令和元年度が対象者5858人、被接種者1668人で、接種率28.5%。令和2年度は対象者5671人、被接種者2347人で、接種率41.4%となっております。

○田中裕委員

ちょっと確認でございますが、平成30年度の対象者が9286人に対して、令和元年度が5858人、約40%ほど対象者が少なくなっておりますが、これは恐らく一巡した後に、2巡目に入るときに、既に接種をされた方を除いた方の対象者という理解でよろしいですか。

○健幸保健課長

そのとおりでございます。

○田中裕委員

それで令和元年度の接種率、令和2年度の接種率を先ほどからお答えいただきましたけれども、令和元年度が28.5%、令和2年度が41.4%と大体13%ほど増加をしておりますが、これはどういった取組をされて、増加につながったのか、お尋ねをいたします。

○健幸保健課長

令和2年度より、対象者のうち未接種者に対して個別で再勧奨通知をまず発送いたしております。また、医療機関より、かかりつけ患者で接種対象年齢の方に接種に関する情報提供をいただいております。

○田中裕委員

個別で再勧奨通知を発送したことが大きな増加の要因になっていると思います。肺炎球菌ワクチンは、2巡目になりましたら、今度は65歳になる方だけになります。65歳という年齢はあまりぴんときないんですね。私も今年度来ました。それで全くぴんときてなかったんですけど、一般質問等であれだけ言うておりますので、接種しないわけにはいかんと思って接種をいたしました。市長も昨年度来たと思います。言いますと65歳の方というのは本当にぴんときないので、一生に一度きりです、必ず接種してくださいという勧奨をしっかりとしてい

ただきますようお願いいたします。

次にB型肝炎予防接種について、お尋ねをいたします。このB型肝炎予防接種は非常に接種率が高いと数年前の一般質問等でも確認をいたしました。この接種率はどのようになっているのか、お尋ねをいたします。

○健幸保健課長

B型肝炎は、生後2か月から1歳に至るまでの間に初回接種を27日以上の間隔をあけて2回、追加接種として、1回目の接種から139日以上の間隔をあけて1回の合計3回の接種をすることが必要でございます。よって、ここでの接種率につきましては、対象者の延べ数を接種者の延べ数で除して算出しております。ちょっと分かりにくい数字になりますけれども、平成30年度が対象者2937人、被接種者2890人で接種率が98.4%。令和元年度につきましては、対象者2931人、被接種者2980人で接種率101.7%、令和2年度は対象者2955人、被接種者2820人で接種率95.4%となっております。

○田中裕委員

今、3年間の接種率をお示しいただきましたけれども、令和元年度が100%を超えているんですね。これは恐らく、3回目を前年度打って、その翌年度に3回目を打たれた方もカウントされているということでしょうか。

○健幸保健課長

質問委員が言われますとおりでございます。

○田中裕委員

それで平成30年度、令和2年度、これは100%いっておりませんが、未接種者が平成30年度は47人になるかと思えます。令和2年度は135人の方が未接種というふうになっていると思うのですが、私は以前の一般質問のときにも述べさせていただきましたけれども、これほど高い接種率でありながら、それでも接種をされていない方、この中には重大な、様々な要因が潜んでいる可能性もあると思えますので、しっかりとこのあたり勧奨をしていただきたいという要望させていただきました。今後もしっかりと、この未接種者に対しましての勧奨をしていただきたいと思えます。

次にHPVワクチンについて、お尋ねをいたします。さきの一般質問でも質問させていただきました。そのときに、キャッチアップ接種、国が接種の積極的勧奨を控えるようにという期間に接種をされていない方に対して、これを積極的にその方たちに対しても接種していただくように、しっかりと勧奨していただきたいというのが、4月からスタートいたしますが、今回計上されております予算の中にこのキャッチアップ接種の経費、これは含まれているのかどうか、お尋ねいたします。

○健幸保健課長

キャッチアップ接種の経費といたしましては、接種対象者4176人への個別通知の通信運搬費約39万円が含まれております。接種の費用につきましては、予算策定時に接種開始の対象者や時期等が明確でなかったことから、当初予算には含まれておりませんが、希望される方全員が接種できるように、補正予算等で対応していく予定でございます。

○田中裕委員

希望される方全員が接種できるように対応していくということでございますので、どうかよろしくようお願いいたします。この国が接種勧奨を控えている期間の対象者、ほとんどが接種をされていない、1%以下という状況でございますので、この方たちが将来、何も救済接種をしなかった場合、罹患者の増加は約1万7千人、死亡者は約4千人に増加すると、このように試算をされております。一人でも多くの方が接種されますようにしっかりと通知をしていただき、勧奨していただきますように要望して、質問を終わります。

○委員長

次に、154ページ、健康づくり推進費、母子保健事業費について、守光委員の質疑を許します。

○守光委員

では154ページ、健康づくり推進費、母子保健事業費、ここで不妊治療助成事業について、お伺いいたします。まず初めに令和4年度の市の不妊治療助成事業についてをお尋ねいたします。

○健幸保健課長

本事業につきましては、福岡県が実施いたします福岡県不妊に悩む方への特定治療事業の1回目から3回目までの交付決定を受けた特定不妊治療に対し、上限額10万円を追加で助成する事業となっております。本年度の予算につきましては、令和4年3月31日までに実施いたしました不妊治療に対して、福岡県のほうが4月30日まで申請の受け付けをしておりますので、その経過措置として予算化したものでございます。

○守光委員

令和4年2月25日時点の厚生労働省の検討資料によりますと、保険が適用されるのは日本生殖医学会のガイドラインにより、推奨度が強く推奨されるA、また推奨されるBと認められたものだけで、培養器に入れたまま受精後の胚を観察するタイムラプスなど実施を考慮される支援は適用外とされております。治療実績や有効性から、国が今後、先進医療と認めない限り、保険適用分も含め、全額自己負担となると示されております。不妊治療事業費は令和4年度より保険適用となりますが、全ての治療が対象では、先ほど言いましたけれどもないようであります。その対象外の治療について、本市として継続して助成を行う考えはあるのか、お答えください。

○健幸保健課長

現時点では、まだ厚生労働省より、当該事業の保険適用の詳細を示す通知のほうはまだ来ておりません。保険適用対象外の治療につきましては、助成を継続するかどうか、こういったことにつきまして、県や国、他自治体の動向も踏まえながら、調査研究をしてみたいと思っております。

○守光委員

現時点ではまだ通知も来ておりませんので、今後、国県と他自治体の動向を踏まえながら、調査研究されていくということでもありますけれども、今、これまでこの不妊治療がずっと進んできて、言われておるのは、15人に1人がこの不妊治療をして生まれてきた子どもさんということも言われております。これまで県が1回目は30万円の補助金を出して、その治療に、2回目以降は県と市が半分ずつという治療で、3回まで受けられるようなこの事業でありましたけれども、4月から国が保険適用ということになりましたので、この事業自体がなくなって保険適用だけになるとは思いますけれども、大変これから少子高齢化が進む中で、重要な事業だと思いますので、今せっかく本市としてもこの補助金として10万円確保しておりますので、保険適用をされても、この保険適用外の治療もありますし、この不妊治療をすればもう一回だけでも100万円以上かかったり、相当自己負担が大きい治療でありますので、今後本市としてもこの事業に対して、できればこの保険適用外になった分に関して、今ある予算が使えないかしっかり検討していただいて、進めていただくことを強く要望してこの質問を終わります。

○委員長

次に、154ページ、健康づくり推進費、母子保健事業費について、金子委員の質疑を許します。

○金子委員

私のほうからは乳幼児健診についてお聞きします。154ページに乳幼児健康診査委託料として2696万9千円が計上されております。令和2年度、令和3年度はコロナの影響により、

集団健診が個別健診に変わるということをお聞きしました。では、令和4年度の乳幼児健診の在り方について、お示してください。

○健幸保健課長

令和4年度の乳幼児健診につきましては、4か月児健診、8か月児健診、1歳6か月児健診を引き続き医療機関で受診する個別健診で実施いたします。3歳児健診につきましては、集団健診と個別健診を保護者のほうが選択できる、ハイブリッド方式で実施いたします。

○金子委員

この4か月、8か月、1歳半は、この2年間と同様に個別健診にするということですが、3歳児健診は集団健診、個別健診を保護者が選ぶハイブリッドということですが、この理由はどのような理由でそうされたのか教えてください。

○健幸保健課長

乳幼児健診の実施方法につきましては、令和2年、令和3年を個別健診で実施してありましたところから、令和4年度どうするかということで、飯塚医師会のほうとも協議のほうを重ねてまいりました。特に飯塚医師会の中の小児医会の先生たちと意見交換をさせていただきながら、先生たちのお考えも個別健診をやることによって、個別健診のノウハウも蓄積できているということ、あと、やはり小児科の医師が地域的にちょっと少ないというところ等のいろいろなご意見がある中で、最終的には先生方からは個別健診で次年度以降もやっていきたいというお答えをいただきました。しかしながら、私たちのほうはやはり行政の保健師がお子さんや保護者の方と触れ合う、意見交換をする、顔がつながるといったところのメリットも考えて、集団健診での実施のほうもさせていただきたいという中で、話をずっと進めていたのですが、まず、個別健診と集団健診を同時並行でやるには、執務がもうとてもじゃないけど対応できないというところもございました。その中で、先生たちと協議していく中で、3歳児については保護者の方にどちらの健診スタイルでやるほうがいいのか選んでいただくやり方について、ご了承いただいたところです。それぞれにメリットデメリットございますので、令和4年度に集団健診に来られた方、個別健診を受けられた方にアンケート等の調査をしていながら、また次年度以降の健診の方法について、継続して協議をしていくということで、令和4年につきましてはこの形とさせていただいたところでございます。

○金子委員

4つある健診の中で、何で3歳児健診がハイブリッドを選ぶ方法なのか教えてください。

○健幸保健課長

まず、私たちのほう、最初は4か月児健診を集団でさせていただきたいというふうに、ご相談させていただいたんですが、これは小児科の先生たちも4か月を自分たちも一番見たいというところで、なかなか折り合いがつかなかった状況がございます。3歳児につきましては、今現実、3つの会場を、個別健診を受ける際には、まず保健センターのほうで目の検査をしていただいた後に小児科のほうで内科の検診、その後歯医者さんのほうで歯科の検診と、3つ行く必要がありましたので、まずこの利便性を少しでも解決できる方法として、3歳児健診をハイブリッドという形で、こちらを選ばれる方が一番多いのではないかといいところもあってさせていただいたところでございます。

○金子委員

子育てというのはやはり医療と福祉と保健が全て総合的に交わってやっていけるものではないかなと思っています。医師の力が本当に必要なことは本当に分かるし、大変ありがたい、飯塚市に多くの医師の方たちがいらっしゃるのを助けていただくことは本当に重要だと思います。それで、その力を借りながらぜひ頑張りたいと思います。もともとはコロナだったけれども変わっていったということですね。その中でお願いなんですけれども、そこをしっかりと何で3歳児健診がハイブリッドなのかというのが分かりやすいような、案内を作ってい

ただくようお願いいたします。

では、もう一つ質問ですけれども、個別健診の場合の1人当たりの単価を教えてください。

○健幸保健課長

飯塚医師会及び飯塚歯科医師会に委託しております個別健診の1人当たりの単価は、内科検診のほうが税込みで5500円、歯科検診が税込みで4千円となっております。

○金子委員

分かりました。私、ずっと乳幼児健診は保健行政がずっと子どもに関わる大切な事業だと思っております。4か月、8か月、1歳半、3歳というこの流れがとても大事だと思っているんですけれども、残念ながら、その機会がなくなってしまうというのは、保護者にとっても不安材料があるのではないかなというふうに思います。その代替として、何か方策を考えられていますでしょうか。

○健幸保健課長

質問委員の言われますとおり、最初の健診でこれからの育児支援に関わる保健師の存在を知っていただくことは、育児不安の軽減において大変重要なことでもあります。そこで令和4年度から4か月児全員を対象とした保健師による発育発達の相談に加え、この時期に母親が最も関心がある離乳食の講話、身近に利用できる子育て支援センターの紹介も盛り込んだ育児相談事業を開始する予定としております。

○金子委員

本当に安心しました。私もやっぱり4か月児健診はこの中でも行政と保護者を結びつける本当に大切な位置づけだと思っておりましたのでよかったですと思います。ずっと一般質問でもさせていただいた中で、総合的な育児支援と私は思っているんですけれども、その中で離乳食の講話もされていましたが、ブックスタートがずっと気になっているんですけれど、どのような手だてをとられていますか。

○委員長

暫時休憩します。

休憩 11:36

再開 11:37

委員会を再開いたします。

ただいまの質問は、所管が違いますので、質疑総括のほうに移していただきますようお願いいたします。

○金子委員

了解いたしました。やはり、今までの事業というのは、やっぱりいろいろなものが巻き込まれてやっていた事業だなと本当によく分かりました。

あともう一つ、生まれる前からの取組がやはり母子事業では大変大事だと思いますけれど、その取組はどうされるか教えてください。

○健幸保健課長

母子健康手帳の交付時に詳しいアンケートで聞き取りを行っておりますが、出産育児に強い不安を抱えている方や、支援者がいない方といった早期から寄り添う必要がある方には、妊娠期から担当保健師と子育て支援課の相談員が関わり、出産後も早い時期に訪問をし、育児負担や不安の軽減に努めているところでございます。また、子育て支援センターと連携し、母子健康手帳交付時に子育て支援センターの利用をご案内し、妊娠期から気軽に相談できる場の確保を図るとともに、令和4年4月から、子育て支援センターで実施する育児相談の回数も大幅に増やすこととしており、妊娠期から子育て期までの支援を双方で情報共有しながら行っていきたいと考えております。

○金子委員

生まれる前からのこの取組は本当に重要だと思います。4か月児健診や8か月児健診、1歳半、3歳ということが、変わっていく中で、やはりいろんな市の持っている力、医療や子育て支援センターや様々なところと連携しながら、子どもたち、また、子どもを持つ保護者が不安にならないような、しっかりとした取組をしていただくよう要望いたします。

○委員長

では次に、157ページ、環境衛生費、地域猫不妊去勢手術委託料について、田中裕二委員の質疑を許します。

○田中裕委員

157ページ、地域猫不妊去勢手術委託料について、お尋ねをいたします。福岡県の地域猫活動ガイドラインというのがありますが、この中で猫の定義があるんですね。その定義は飼い猫、そして飼い主のいない猫、そして地域猫と、このようにあります。この地域猫というのは飼い主のいない猫の内の地域住民の合意を得た上で、地域住民のボランティア等により、去勢や不妊去勢手術や餌の管理、排せつ物の処理など適正に管理されている猫と定義をされております。今回も計上されております地域猫不妊去勢手術委託料、この事業の概要についてお尋ねをいたします。

○環境整備課長

本事業につきましては、飼い主のいない猫の適正な管理を推進し、猫に起因する生活環境への被害の軽減などを図るとともに、動物愛護の観点から飼い主のいない猫を極力減らしていくことを目的としております。この目的に沿った形で、地域住民等で構成される団体が地域に住みつけた猫の生息状況を把握した上で、餌やふん尿の管理、また不妊去勢手術、新たな飼い主探しなどについて、ボランティアで地域猫活動を行っていただいております。そのような活動団体において、福岡県獣医師会の協力動物病院で不妊去勢手術を実施する場合に手術券を交付し、その手術に要する費用を予算の範囲内で市が補助する制度でございます。

○田中裕委員

猫に対する苦情等が寄せられる場合に、今までは餌をやらないでくださいというチラシを配ったり、ポスターを貼ったりということを言われておりましたが、一番大事なことは一代限りで野良猫を増やさないというのが一番大事だと思うんですね。そのために、不妊去勢手術を行ってこうというものでございます。猫の寿命、飼われている猫は長くて20年間生きるそうですが、野良猫は3年から5年でなくなってしまうと。やっぱり非常に厳しい環境の中で生きているものですから、それだけやっぱり寿命が短いと。その寿命を全うさせていくために、しっかりと一代限りでもう子孫を増やさないというのが目的だろうと思います。ただいまの答弁の中で、福岡県獣医師会の協力動物病院で不妊去勢手術を実施する際に手術券を交付とございましたが、これは例えば飯塚市であれば、飯塚市内の病院に限られるのかどうか、この点はいかがですか。

○環境整備課長

飯塚市内の病院だけではなくて、嘉麻市、飯塚市、桂川町でございます。

○田中裕委員

それでは地域猫活動団体登録を行うには、どのような手続が必要なのか、お尋ねいたします。

○環境整備課長

団体の登録につきましては、地域猫活動の目的や内容を十分ご理解いただいた上で、活動する場所は団体に係る構成人数、また管理している地域猫の数などを申請書に記載し、提出していただくこととなりますが、その際、まずは、地域猫活動を実施する地域の住民を中心とし、2名以上で構成されていること、また、地域猫活動について地域住民の理解を得ており、かつ、その活動について継続的に地域の理解が得られるよう周知活動等を行っているとの要件がございます。

○田中裕委員

それではそのような要件がそろえば、どなたでも登録は可能だということですか。

○環境整備課長

先ほども答弁いたしました、地域の住民の方が中心になって、2名以上であれば、団体の登録は可能かと思えます。

○田中裕委員

それで今回の予算に計上されております地域猫不妊去勢手術委託料の21万円の内訳についてお尋ねをいたします。

○環境整備課長

内訳につきましては、雄猫の手術費用が1匹当たり1万6千円となりますので、5匹分で8万円、雌猫の手術費用が1匹当たり2万6千円となりますので、5匹分で13万円、合わせて雄雌10匹分で21万円となっております。

○田中裕委員

地域猫というぐらいですから、その地域に限定された猫だろうと思いますが、例えばその団体登録に地域住民を中心とした2名以上の構成員が必要ということでございますが、例えば、居住地域が離れたところ、例えば、旧庄内の方、上三緒の方、この人たちが2人で団体登録しようと思ってもこれはできないという理解でよろしいですか。

○環境整備課長

今、質問者が言われた離れた地域の方が2名で団体登録できるかというご質問だと思いますが、登録は可能かと思われまます。しかしながら先ほど申し上げました本事業の目的と、日々餌やふん尿の管理、また不妊去勢手術、新たな飼い主探しなどについて、費用等のご負担もある中で、地域住民が中心となってボランティアで地域猫活動を行っていただいております。これらを踏まえまますと、本市としましては、このような地域活動の輪が市内各所で広がることが望ましいものであるというふうに考えております。

○田中裕委員

この去勢手術、不妊手術された猫ちゃんは耳にぼつんとハートマークするんですね。ですからこの猫はもう子どもを生みませんよというのが分かるというのが一番大きな特徴だと思います。最近野良猫によるふん尿被害などの苦情が大変増えてきております。猫によるふん尿被害で困っている方もいらっしゃるれば、餌やりをされている方のように猫を助けたいと言われる方もいらっしゃるのが現状ではないかと思っております。飼い主のいない猫に関する問題を地域の共通課題として考え、お互いの歩み寄りにより、地域住民の間で合意をして、長期的な視点で地域からこのような猫を減らしていくことが必要ではないかと、このように思っております。この問題の有効的な解決方法の一つである地域猫活動への理解が深まり、人と動物の共生する社会の実現に向けて、少しでも多くの地域にこの活動が浸透するよう、市と県で協力をして周知活動を行っていただきますようお願いいたします。今ボランティアでされていらっしゃる方は自分のお金で去勢手術をされているんですね。でも本当にもうこれ以上できないと言われる方が多くいらっしゃいますので、しっかりと周知活動等を行っていただきますように要望いたしまして、質問を終わります。

○委員長

次に、159ページ、環境対策費、その他の環境対策費について、永末委員の質疑を許します。

○永末委員

こちらに関しましては、打ち合わせの中で、理解できましたので、取り下げさせていただきます。

○委員長

次に、171ページ、農業振興費、農業振興事業費について、城丸委員の質疑を許します。

○城丸委員

農業とか農地を守ることに关しましては、一般質問でも言いましたけど、食糧の需給率を上げるとか、安心安全な食糧を作るとか、ということだけではなくて、農地の多面的機能ということで、我々も新潟に視察に行きました。田んぼを調整池代わりに使い治水を行うという「田んぼダム」という考え方、これも全国的に広がっているみたいです。農業の一番大きな問題というのは、担い手が不足していると、農業者の高齢化によって担い手がないというところが一番大きな問題かと思えます。この一番有効な方法としましては地域で農業を守っていくというのが一番有効な手段ですけど、今度質問させていただきます新規就農者、これの支援をするという事業につきましても非常に重要な事業であるかというふうに思っております。それで、予算書を見ますと、昨年より989万2千円の増額の計上となっております。これはどのような事業をされるつもりでしょうか。

○農林振興課長

まず主な事業といたしましては、農業次世代人材投資事業、新規就農者研修事業、新規就農者農地賃貸借等支援事業、新規就農者経営発展支援事業、新規就農者機械等購入支援事業及び新規就農者経営開始資金支援事業に対する補助金を計上しております。なおこの中で、新規就農者経営発展支援事業が今回新規の事業となります。

○城丸委員

2422万4千円という事業費の中で、たくさんの事業をされるんだなと、できるかなというのが非常に感想ですけど、今新規事業について新規就農者育成総合対策事業の中の新規就農者経営発展支援事業、これをやられるということなんです。この内容についてはどんなふうになっていますか。

○農林振興課長

従来の国費事業であります農業次世代人材投資事業の令和4年度からの公共事業でありまして、新規就農者育成総合対策事業の中で新メニューといたしまして、この新規就農者経営発展支援事業が新設されております。事業費1125万円を計上しており、事業内容につきましては、経営開始時に49歳以下の認定新規就農者に対して、就農後の経営発展のために、機械施設等導入に対する支援として、補助対象事業費上限1千万円、補助率としましては国が2分の1、県が4分の1、本人負担が4分の1を支援するようになっております。また、新規就農者経営開始資金支援事業につきまして、これをもし併用された方については、先ほどの本対象事業の上限が500万円となります。また市独自の単独事業につきましては、新規就農者機械等購入支援事業の中の新メニューといたしまして、認定新規就農者の生産資材等購入、農薬、肥料、飼料等を支援するため、農業用生産資材等補助を追加しており、需用費90万円を計上しております。

○城丸委員

機械購入の補助が主だということだと思いますけど、例えば機械購入だけじゃなくて新規就農者はそういうソフト、ソフトの面もいろいろあると思うんですよね。そういうときにあるのは、そういう新規就農者研修事業というのがありますが、新規就農者の方が研修するのが恐らく農家に行くか、農業法人とか営農組合とかその辺に行くと思うんですけど、その辺に対する何か補助みたいのがありますでしょうか。

○農林振興課長

市単独事業では、新規就農者研修事業費補助金としまして、事業費45万2千円を計上しております。事業内容としましては、就農を希望する者が農業経営を開始するに当たり、事前に農業研修を行う場合に研修先として受け入れる農業法人や農家等を支援するものでございます。短期研修につきましては、1回5日間として最大2回まで、1事業当たり1万円を支援します。

長期研修は、連続で6か月以上12か月以内を1回とし、最長2年間、1事業当たり月額2万1千円を支援いたします。また、国の事業であります。新規就農者育成総合対策事業の中で、メニューとして市町村を経由しない事業であります。雇用就農資金事業がございます。事業内容につきましては、49歳以下の就農希望者を新たに雇用する農業法人等へ最大年間60万円、最長4年間支援する事業でございます。

○城丸委員

予算的には今年度から1千万円弱増額されているということですが、この増額によって、以前とどう変わるとお考えですか。

○農林振興課長

効果となりますと、新規に就農開始される場合に、経営開始時に必要な初期投資費用、例えば農地賃借料、農業用機械、施設、生産資材等を支援することで、営農開始時の経営の負担軽減を行うことができるものと考えております。また資金面の支援だけでなく、本市におきましては、市内で新規就農を希望する者に対し、一本化した相談窓口で相談活動と就農支援対策を実施するため、平成26年7月に、本市、飯塚普及指導センター、福岡嘉穂農業協同組合、福岡県農業共済組合、飯塚市農業委員会の5団体から成る「飯塚市がんばる農業応援協議会」を設置しており、この協議会において、営農実態に応じたきめ細かな支援を行っていくことが、新規就農者にとって負担軽減にもつながるものと考えております。

○城丸委員

イニシャルコストを支援するというところでしょうけど、一般質問でも言いましたけど、非常にこの新規就農のハードルが高いと思います。だからそのときも例えば、米を作ろうと思えばトラクターと田植機とコンバインぐらいは最低要ります。これが新品だと1千万円を超えます。非常にハードルが高いんですね。そういったことを言いましたけど、市のほうでインキュベーターみたいなのを作って、まずソフト面で、そういう農業を教えるとか、そういうことをしていったらどうかという提案をしましたが、非常に今のままだったら、これをぱっと始めても絶対できないと思います。だからやっぱり、初めはやっぱり新産業みたいにインキュベーターみたいなのを作って、そこでちゃんと教えて、農業者としてふ化させていくという、それが一番いいのではないかと考えていますので、よろしくお願ひします。

○委員長

では次に、172ページ、農業振興費、その他の農業振興費について、城丸委員の質疑を許します。

○城丸委員

有害鳥獣駆除対策事業についてお聞きしますが、これ2011年の統計では、全国で何か被害額が226億円程度だということです。そして傾向としてイノシシは減っているけど、鹿が増えているという状況だそうですね。皆様も見て分かるように中山間地に行ったら進入防護柵がいっぱい建っています。高いのが建っているが鹿対策で、低いほうはイノシシ対策です。今、鹿もどんどん入ってきて、イノシシの柵を飛び越えていくというような状況だそうですね。そういう状況の中で市内における有害鳥獣駆除の現状について、まずお尋ねをします。

○農林振興課長

それではまず、有害鳥獣に係る農作物への被害状況及び苦情の状況についてご説明いたします。有害鳥獣による農作物の被害状況につきましては、福岡県農業共済組合に被害補償について照会した結果からお答えいたします。平成30年度は、イノシシによる被害が水稲で被害面積6.96ヘクタール、被害額734万5千円、豆類で被害面積0.41ヘクタール、被害額が9万円、合計で被害面積7.37ヘクタール、被害金額743万5千円となっております。鹿による被害でございますが、水稲で被害面積0.10ヘクタール、被害額が10万4千円、豆類の被害報告はございませんでした。次に、令和元年度は、イノシシによる被害が水稲で被

害面積5.92ヘクタール、被害額628万9千円、豆類で被害面積0.64ヘクタール、被害額が13万3千円、合計で被害面積6.56ヘクタール、被害金額642万2千円となっております。鹿による被害でございますが、水稻で被害面積0.40ヘクタール、被害額が42万5千円、豆類の被害面積0.41ヘクタール、被害額が8万5千円、合計で被害面積0.81ヘクタール、被害金額51万円となっております。最後に令和2年度は、イノシシによる被害が水稻で被害面積3.26ヘクタール、被害額344万8千円、豆類で被害面積0.97ヘクタール、被害額が262万4千円、合計で被害面積4.23ヘクタール、被害金額607万2千円となっております。鹿による被害でございますが、水稻で被害面積0.31ヘクタール、被害額が32万8千円、豆類で被害面積0.40ヘクタール、被害額が108万2千円、合計で被害面積0.71ヘクタール、被害金額141万円となっております。

次に有害鳥獣駆除数についてですが、イノシシ、鹿、アナグマ、アライグマ、カラス、カワラバトの合計となりますが、平成30年度が1771頭、令和元年度が2096頭、令和2年度が2454頭となっており、令和3年度については、1月末現在の駆除数となりますが、1931頭となっております。またその対策につきましては、進入防止柵の設置や、有害鳥獣捕獲員による銃やわな等による対策を講じております。また本庁、支所を含め、有害鳥獣出没の連絡をいただいた場合には、市長が委嘱しております飯塚市鳥獣被害対策実施隊員に連絡を取り、対応可能な実施隊員に市職員が同行し、出没状況や被害現場の確認を行います。その後、有害鳥獣の侵入経路の痕跡や、箱わな等が設置可能な場所を確認した上で、捕獲方針を決定した後に、箱わなを設置などし、駆除を行うのが一般的な流れとなっております。実施隊員による駆除となった場合、その大半が被害発生後の対応となっており、昼夜、平日、休日を問わず、出没事案の通報があることから実施隊員の方々や市職員にかかる負担も増加しております。

○城丸委員

ただでさえ所得が低い農業にとって、やっぱりせつかく作ったのに、それを有害鳥獣に食べられてしまうと、荒らされてしまうと、非常に残念だろうと思います。今本当にわなを仕掛けるか、人が猟をして撃つか、撃って捕るか、それか防護柵を作るかしか方法がないんですけど、その猟というかと、捕る人に関わるあれですけど、通報を受けてすぐ飯塚市鳥獣被害対策実施隊ですか、ここに連絡して行ってもらおうということなんでしょうけど、実際その通報を受けたときにはもうそこにはないと、実際あんまり捕れてないのではないかと思います。それでこの捕獲隊員数の減少も言われていますし、捕獲員の高齢化も進んでいるということです。この有限鳥獣捕獲員と有害鳥獣対策実施隊員がおられると思いますが、それぞれどのような方なのですか。その数等についても教えてください。

○農林振興課長

有害鳥獣捕獲員につきましては、本市が従事者証を発行した市内で有害鳥獣捕獲活動に従事されている方で44名となっております。その地区ごとの内訳は、飯塚地区が19名、穂波地区が4名、筑穂地区が9名、庄内地区が8名、潁田地区は4名であり、その平均年齢は68.3歳となっております。次に、鳥獣被害対策実施隊員とは、有害鳥獣捕獲員の中の方から市の依頼により実施隊活動に迅速に対応でき、実施隊員活動のおおむね8割以上の日数に従事することができると思われる方で、非常勤特別職として市長が委嘱している方で、それぞれの地区に3名計15名の方がおられます。

○城丸委員

それにほぼ従事できるというか、8割以上従事できるという人が15名と、それぞれの地域でそれぞれ活動してある、要するに捕獲とかしてある方が44名ということでもいいんですよね。今年齢のことを言われましたけど捕獲員平均年齢が68.3歳ということですけど、今後、若い人を入れるとか、そういう今後のそういう捕獲員の見通しというか、それはどういうふうになっていますか。

○農林振興課長

有害鳥獣捕獲員の確保につきましては、毎年、福岡県の実施する講習を受講し、狩猟免許を取得される方はいらっしゃいますが、趣味としての狩猟を目的に取得される方が大半であり、免許取得後、有害鳥獣捕獲活動への協力を依頼しておりますが、新規で捕獲員として従事していただける方はほとんどいないのが現状でございます。今後も引き続き、高齢化が進んでいくものではないかと感じており、I o T対応な監視システムを活用した有害鳥獣駆除活動を行うことで、捕獲員の駆除活動に係る労力の低減を図りつつ、新規の有害鳥獣捕獲員の確保に努めていきたいと考えております。

○城丸委員

このI o T対応の監視システムを、この前テレビでやっていましたけど、非常に何か有効みたいで、毎日見に行かないといけないところが週に1回とか、それぐらいで済むということで。それで今回、有害鳥獣生息域調査事業として予算要求をされておりますけど、この事業の概要についてお尋ねします。

○農林振興課長

生息域調査事業の概要といたしましては、産業用ドローンや赤外線カメラを使用した有害鳥獣が活発に動く日没後に撮影した画像をAIによる画像分析を行うことで、市内全域での野生鳥獣の生息数、生息域の全体把握を行うとともに、出沒事案の大部分を占める森林や農地周辺の脆弱性を把握し、被害防止計画を作成することで、その後の計画的な有害鳥獣対策等につなげていくことを想定しております。

○城丸委員

今までは通報があったらすぐに連絡して、そこに行くというふうな形だったと思うんですけど、今回はその生息域を把握して、その辺を重点的に行ってもらおうとか、そういうことでいいんですよね。それで今市内全域の調査と言われましたけど、調査対象地域についてはどのように想定されているか、お尋ねします。

○農林振興課長

これまでの山間部や農村部だけにとどまらず、近年では、市街地における出沒事案が増加していることから、都市計画マスタープランにある田園集落ゾーンと森林保全活用ゾーンとの境目での調査を想定しております。また、令和4年度につきましては、面積としまして約600ヘクタールの調査を計画しております。その後、調査結果を踏まえまして、市内全域に調査地域を拡大し、最終的には市内全域で約3千ヘクタールの調査を行いたいと考えております。

○城丸委員

最後の質問になりますけど、先ほどちょっと言いましたけど、この調査事業を行った後の事業展開についてお聞かせください。

○農林振興課長

この調査事業で、有害鳥獣の生息域の全体把握を行い、生息数、生息地域、生息密度の濃淡を把握することで、計画的な駆除活動の実施を検討する際の基礎資料として活用していきたいと考えております。その後、調査事業の成果を基に、猟友会、有害鳥獣捕獲員の方々を初めとして、民間企業との連携を視野に入れ、従来の被害発生後の駆除活動から被害発生前の駆除活動への転換を目指していきたいと考えております。

○委員長

次に、質疑事項一覧表以外の質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑はないようですから、第4款衛生費から第6款農林水産業費までの総括質疑として保留しました以外の質疑を終結いたします。暫時休憩いたします。

休憩 12:09

再開 13:10

委員会を再開いたします。

次に、第7款商工費から第9款消防費までの質疑を許します。初めに質疑通告されております182ページ、商工業振興費、商工業振興事業費について、守光委員の質疑を許します。

○守光委員

182ページ、商工業振興費、商工業振興事業費についてお尋ねいたします。地元ブランド化推進事業の現状についてをまずお尋ねいたします。

○特産品振興・ふるさと応援課長

令和3年度より特産品振興・ふるさと応援課の新設に伴い、地元ブランド化推進事業として市内中小企業事業者が、これまでに生産・加工・製造した商品を「いづかブランド」として認定し、本市の知名度の向上と特産品の創出を推進することで、地域経済活性化の振興と中小企業者の支援を図ることといたしました。本年度につきましては、令和3年9月1日から同年10月18日まで公募いたしまして、17事業者から28製品の申込みがあり、10月27日に審査会を実施し、最終的に11事業者17製品をいづかブランドとして認定いたしました。現在、認定製品の各種催事等への出展、出品や、マスコミ等を通じたPR等、本市において周知を図り、事業者の販路開拓支援等を行っているところでございます。

○守光委員

17事業者応募の28製品の中から、最終的には11また17製品ということで、結構多く今回認定されたのではないかと思いますけども、その認定された17製品について、製品の内訳はどのようになっているのかお尋ねいたします。

○特産品振興・ふるさと応援課長

認定製品につきましては、食料品14製品、酒類2製品、工場製品1製品となっており、食料品14製品の内訳は、13製品が加工食品、1製品が生鮮食品、酒類の内訳としましては、2製品とも日本酒となっております。

○守光委員

本年度11事業者17製品を認定したことで今後の取組について、どのように本市として考えておられるのかお尋ねいたします。

○特産品振興・ふるさと応援課長

これまで同様、市内中小企業者の皆様への訪問を実施しまして、製品の掘り起こしを行うとともに、これまで関わりのなかった中小企業の皆様と、市内外の事業者の皆様方とのマッチング等を支援していきまして、新たな製品開発を進め、その製品につきまして、認定に向けて申請していただけますよう取り組んでまいりたいというふうに考えております。また、今回の審査において認定されなかった製品につきましても、今回の審査に審査員として参加いただいた団体や機関との連携を図り、今後、本市の認定製品となることができるようフォローアップをしてまいりたいというふうに考えております。

○守光委員

せっかく、これから目的的には、本市の知名度向上のためしっかり取り組まれていることだと思いますので、これからだんだんブランドが多く増えていくと思うんですけども、あまり多過ぎるのも他市のいろんな方から見たときに、あまりにも多過ぎるとブランドの価値がなくなってくる可能性もありますので、そこはしっかり考えていただいて、今後ともしっかり飯塚市の知名度アップのために努力していただきますことを要望して終わります。

○委員長

次に、同じく182ページ、商工業振興費、商工業振興事業費について、城丸委員の質疑を許します。

○城丸委員

同じ質問になりますので、重複した分については割愛させていただきますけど、これはもともと平成29年度から令和2年度までの農産加工品ブランド化推進事業というのをやっています。これは第1次産業を応援するという意味で、6次化産業あたりを進めていくということで、始まったものだというふうに思っていますけど、それが廃止されたと、やめたと、非常にというか、ちょっと残念に思います。それで市外部の識者を中心に認定審査会をするということになっていますけど、誰がどのようにこれを認定するのか、教えてください。

○特産品振興・ふるさと応援課長

認定の組織につきましては、経済部長を委員長とし、その他の委員は全て市外部の識者をお願いしております。特にマーケティングや商品企画、物産を手がけてきた方々をお願いしております。また、近畿大学産業理工学部経営ビジネス学科准教授の太田先生にも、審査会のアドバイザーとしてご参加いただいております。次に、認定の審査基準でございますが、あくまでも既に開発されている製品であり、独自に販路開拓等ができていない中小企業の皆様の本市の地域資源や個性を生かした製品について、製品の認知度や魅力度などの6項目から成る基準に基づきまして、プレゼンテーション方式にて審査を実施しております。その基準を満たした製品をいくつかブランド認定製品の候補として、市長のほうにご報告いたしまして、最終的に市長が決定することとなっております。

○城丸委員

分かりました。それで先ほど守光議員からも言われていましたけど、私もいくつかブランドのラインナップ、見せていただきました。これを見ても私もちょっと覚えきれないのではないかというのがいっぱいありまして、これを果たして本当にブランド化というのかみたいなの。例えば、筑穂牛とか、そういうのがブランド化ではないのかと思うんですけど、これは飯塚市を代表する製品だという明確な根拠は、どんなふうに説明していかれるのか、教えてください。

○特産品振興・ふるさと応援課長

認定数につきましては、認定製品が少ないほうが本市としてもPRする際には、より注力できると思っておりますけれども、マーケティングや、商品企画、物産を手がけてきた皆様の外部からの視点で、選定された製品が多かったということにつきましては、本市において、まだまだ我々も知らない、素晴らしい製品が掘り起こせたというふうに認識しております。その結果、いくつかブランド認定制度自体がぼやけるのではないかと、この点につきましては、そういったことがないようにしっかりとその製品に合わせた催事やイベントの出展、周知方法の検討を行いながら、認定製品をPRしていきたいというふうに考えております。また、認定製品を生産・加工・製造している中小企業者の皆様におきましても、認定製品のイメージ向上等に努めていただくようお願いしているところをごさしまして、本市のみの働きかけにとどまることがないように留意して進めていきたいというふうに考えております。

○城丸委員

よろしく申し上げます。下手な鉄砲方式とは言いませんけど、しっかり応援していただくようにお願いします。

それでいくつかブランドの、この支援方法についてどのような方法で行っているか、お尋ねをいたします。

○特産品振興・ふるさと応援課長

認定製品の支援方法につきましては、周知による支援のほか、催事出店や、製品の品質向上などのブラッシュアップ、商標登録費用の補助を行ういくつかブランド認定製品支援補助金事業などの支援を行っております。これまでに4件の申請、また、相談を受けているところがございます。また、各種商談会への出展につきましても、いくつかブランドの認定以降、日本最大の商談会でありますフーデックスジャパン2022を初め、3件の出展を行うなど、本市と

しましても、出展と事業者間のマッチング支援をしております。さらに、本市経済部が所管する補助事業、または、国、県等の助成事業の情報提供、関係機関との調整などを行うとともに、今後は、ふるさと納税サイトへの特設ページ等を早急に作成しまして、販路拡大支援も行っていきたいというふうに考えております。

○城丸委員

後の分については守光委員と一緒にしますのでやめますけど、当然、ふるさと応援課ということでふるさとの寄付事業のところだと思いますので、返礼品にもラインナップするんだと思いますので、頑張って宣伝してください。

○委員長

では183ページ、商工業振興費、商工業振興事業費について、守光委員の質疑を許します。守光委員。

○守光委員

では183ページ商工業振興費、商工業振興事業費、商店街活性化支援事業についてをお聞きいたします。まず、この事業の概要についてお尋ねいたします。

○商工観光課長

本事業につきましては、商店街活性化を牽引するためのノウハウや知見、実績を有する外部人材と、商店街の現状に精通し、これからの商店街活性化を担う、やる気と熱意を持った商店街、内部人材をタウンマネージャーとして設置するための経費、並びに商店街の空き店舗のリノベーションを促進するための事業となっております。

○守光委員

ではその商店街の現状についてお尋ねいたします。

○商工観光課長

中心市街地にある商店街の現状につきましては、令和3年度と平成24年度を比較しますと、空き店舗率は平成24年度が29.2%、令和3年度が27%と、空き店舗の解体等の原因で若干減少はしておりますが、営業店舗数につきましては、平成24年度の274店舗に対しまして、令和3年度は268店舗と、若干減少をいたしております。また商店街の歩行者通行量は、新型コロナウイルス感染症の影響もございまして、大きく減少しております。

○守光委員

空き店舗率が29か27%、店舗数に関しては、274店舗から268店舗、若干減少傾向にあるということでありませうけども、このような現状を踏まえて、商店街の課題を、今後行政としてどのように捉えておられるのかお尋ねいたします。

○商工観光課長

課題といたしましては、まず、中心市街地の居住人口、歩行者通行量の減少、次に中心商店街の営業店舗の減少、併せまして店舗の老朽化、後継者不足等につきまして、課題であるというふうに捉えております。また、このようなことを要因としました買物人口の市外流出、地域経済循環率の低下につきましても課題であるというふうに認識いたしております。

○守光委員

最後に商店街の今後についてお尋ねいたします。

○商工観光課長

先ほど答弁いたしました課題を解決するため、令和4年度におきましては、商店街の活性化を牽引する人材でございますタウンマネージャーを商店街に設置いたしまして、商店街内に集客・周遊・滞留させる仕組みづくり、併せまして空き店舗の解消のためのテナント誘致やリノベーションの促進、そして来街者の増加を図るため、市内外から来ていただけるような魅力ある商店街イベントの企画実施を実践していくことが重要であると考えております。今後につきましても、持続可能な商店街活性化のための支援に努めてまいりたいと考えております。

○守光委員

タウンマネージャーを設置されるということで、この費用に今回423万6千円、計上されておりますけども、今、3つほど言われましたけども、中心商店街の活性化のために、ウイズコロナ、アフターコロナにおける集客方法やイベント等の企画立案、空き店舗の有効利活用をしっかりとやっていかれるということでもありますので、やはりこのタウンマネージャーというか、しっかり幅広く多くのことを経験、また実績のある方を登用しながら、また、この商店街が、自分が子どもの頃は本当に人が多くて、土日になれば本当に歩くのも、人に当たったりとかして、本当大変なあれでしたけども、今本当に人が通っておりませんので、ここが本当以前のような活気あふれる商店街になるように、今後ともしっかり取組をやっていただきたいと要望して終わります。

○委員長

次に、184ページ、185ページ、商工業振興費、産学官連携推進事業費について、守光委員の質疑を許します。

○守光委員

引き続き184ページ、185ページ、商工業振興費、産学官連携推進事業費、産業振興ビジョン策定事業費についてをお聞きいたします。産業振興ビジョン策定の経緯についてお尋ねいたします。

○産学振興課長

飯塚市は、平成15年度から5年間を一つのステージとして、「e-ZUKAトライバレー構想新産業創出ビジョン第1ステージ」を策定し、平成20年度からは第2次ステージを、平成25年度からは、第3次の「飯塚市新産業創出ビジョン」を策定し、九州工業大学情報工学部及び近畿大学産業理工学部の2校の理工系大学の大学力を生かして、IT企業や技術者の誘致などの情報産業都市づくりを推進し、ITを活用した地域産業の活性化と、地域資源をエンジンとした新産業の創出を進めてまいりました。平成30年度からは、e-ZUKAトライバレー構想の流れを組みつつ、包括的な産業振興実現のために、飯塚市産業振興ビジョンを策定いたしました。本ビジョンは、令和4年度までの5か年計画であることから、令和4年度に、現行ビジョンの成果分析と併せ、ビジョンの見直しをすることとしております。

○守光委員

現行の産業振興ビジョンについて、それ以前の、新産業創出ビジョンとの変更点をお尋ねいたします。

○産学振興課長

変更点は大きく2点ございます。産業振興ビジョンは、平成14年度から平成29年度までに進めてきたe-ZUKAトライバレー構想の流れを受け継ぎつつも、平成28年4月1日に施行されました飯塚市中小企業振興基本条例に基づき、商業や6次産業を加えた包括的な産業全般にわたる産業振興の計画とした点が1点でございます。2点目は、ビジョン推進体制を明確化し、飯塚市中小企業振興基本条例で設置されている飯塚市中小企業振興円卓会議により、進捗管理を行っている点でございます。

○守光委員

現行の産業振興ビジョンの課題等があれば教えてください。

○産学振興課長

課題といたしましては、地域経済が地域で循環する仕組み、地元雇用、地場調達率、地元企業との取引状況など、地域の循環を踏まえた評価を入れるなどして、中小企業の重要性を示したいという点、飯塚市独自の地域経済の特色や強みである、企業の国際的な事業展開、留学生の活用など、国際化への対応や、飯塚市の特色でございます大学生との関わり、を盛り込む点の2点があります。また、検討する点としまして、SDGsに関する視点を入れ込む点がござ

います。

○守光委員

この産業振興ビジョンは、令和4年度1年間かけて策定をされると思うのですが、どのようなスケジュールで今後進めていかれるのかお尋ねいたします。

○産学振興課長

ビジョン策定スケジュールにつきましては、令和4年5月から7月に市内企業アンケート及び市内企業等ヒアリングを実施し、市内企業の実態把握、経営課題、施策ニーズ把握をいたします。その後、円卓会議におきまして、アンケート、ヒアリングの結果等を踏まえ、ビジョン策定方針を決定し、11月をめぐりにビジョン素案を策定してまいります。令和5年1月に市民意見募集を行いまして、令和5年3月に答申案の策定を予定しております。ビジョン策定に当たりましては、円卓会議と委託業務の連携をとりながら進めてまいりたいと考えております。

○守光委員

最後に委託業務を活用しながら、円卓会議としっかり連携をとっていただいて、より良い産業振興ビジョンを、今後作成していただきたいと要望して、質問を終わります。

○委員長

同じく184ページ、185ページ、商工業振興費、産学官連携推進事業費について、江口委員の発言を許します。

○江口委員

同じく、産業振興ビジョン策定事業費についてお聞きいたします。中小企業振興円卓会議については、平成29年に、私ども議員のほうで議員提出議案として、策定していただいたものであります。改めて、この機関についてご紹介ください。

○産学振興課長

中小企業振興円卓会議の取り組む事項としまして、中小企業振興円卓会議施行規則におきまして、中小企業振興施策の推進に関する審議、調査及び研究に関すること。振興施策の提案及び検証に関することの2つが定められております。現在の円卓会議におきましては、これらの事項について関わっておりますが、特に施策の推進に関する審議、提案において取り組んでいただいているところでございます。

○江口委員

所掌事務としてはこの2つなんですけれども、もともとこの中小企業振興基本条例でその目的として定めているのは中小企業が本市経済の発展において果たす役割の重要性に鑑み、中小企業の振興の基本となる事項を定めることにより、中小企業の健全な発展を図り、もって地域経済の発展及び市民生活の向上に寄与することを目的とするとありますが、そのために何ができるかだと思うんです。そういうことを考えていると、もっともときちんと施策にコミットすべきだと思うんですが、では、どれだけできているのかというところに関して資料を提出していただきました。追加資料の55ページ以降、資料を出していただいているわけなんですけれども、読む限りでは、そこまでの深掘りができていないのではないかと考えています。なおさらのこと、令和2年度、令和3年度の両年度では、1回目については書面決議です。コロナ禍の最中とはいえ、中小企業のこれから先を考える非常に大切な会議が書面決議というのはいかがなものかと思えます。この時代でオンライン等々もあるわけでしょう。そうしたら、そういう形をやりながらコロナ対策で飯塚市もいろんな施策を打ってきました。その施策が本当にこれでよかったのかどうかが大変ですし、片一方でこれから先どうやるのかについてを真剣に議論していただく場であると思っています。この後で触れますプレミアム券についてもそうなんです。そこについても、この円卓会議の記録を見る限りではプレミアム券の在り方をどうしようよとか、そういうふうな形は考えられておられなかったように思いますが、その点はいかがですか。

○産学振興課長

まず、円卓会議についてですが、円卓会議はおおむね半年に1度の割合で開催をしております。質問委員おっしゃるとおり、書面協議という場合も2回ほどございました。飯塚市の産業振興ビジョンの各事業の進捗管理の確認のほか、新規事業の取組や緊急的な経済対策については、もちろんこの場で情報共有を行いまして、委員の方に審議をいただいているところでございます。特にこの過去3年間におきましては、新型コロナウイルス感染症に係る経済対策のほか、大学、学生の活用、農産加工ブランド化、医工連携については、広い意見をもらっているところでございます。今後も産業振興に係る様々なところで、円卓会議の活用を図ってまいりたいと考えているところでございます。

○江口委員

振興管理だけではなくて、これが正しかったのかどうか、これは効果的であったか、貴重な財源を使うわけです。そして、幾つかの施策をやっていく。別の施策のほうがよかったのではないとか、そういったものを併せてしっかりと協議をしていただきたいと思います。ある意味、経済の現場におられる方々なわけなんです。がある意味この施策の対象となる方々が、望むようなものができているのかどうかだと思えます。それを考えたときにこれから先、今から、来年度やっていく、新しい産業振興ビジョンなんですけれども、策定なんですけれども、ここをまた、どうしても行政でやるのとコンサルに委託するのですが、このコンサルの委託に関しては、以前もお話ししていることがあると思います。せっかく大学の先生方がおられたりとか、地域の方々おられる。そういった方々にもっとしっかりと動いていただく、汗をかいていただくほうがいいのではないかと思います。ある意味そちらのほうにきちんと委託料としてお支払いをして、そして、その部分で例えばその統計処理とかあります。そういった、どうしてもそこら辺では難しい部分が発生したら、その部分はコンサルのほうには、その部分だけやっていただこうかと考えてはどうかと思うのです。今回の策定事業費、1044万4千円ですけれども、円卓会議の委員報酬は16万6千円です。片一方で委託料は1024万円あるわけです。多くの場合はこのコンサルというのは市外業者です。市外業者に1千万円が出ていくわけです。片一方で、円卓会議の委員の方々、市内の事業者だったりとか、学識経験者の方々が一生涯懸命に汗をかいて、お話しするんですけど、それはある意味、コンサルが持っていく、その成果はコンサルが。お金という意味で見ると持っていかれる。この形は変えるべきであると思いますが、その点はいかがですか。

○産学振興課長

令和4年度に着手いたします産業振興ビジョンの策定業務におきまして、平成30年度から産業振興ビジョンの評価、検証に加えまして、新型コロナウイルス感染症拡大防止策による産業全体の影響について調査、分析を行った上で、次期包括的な産業振興の実現に向けた施策立案が必要と考えております。円卓会議におきましても、先ほど説明をさせていただきました所管する事項でございます審議、調査研究及び提案をしっかりと取り組んでいただきながら進めてはまいります。経済環境、地域産業特性を把握した計画策定には、専門的な知見による業務補助が不可欠であると考えております。質問委員がおっしゃいますように、円卓会議をしっかりと活用しながら、委託業者と連携をとりながら、ビジョン策定を推進していきたいと考えているところでございます。

○江口委員

専門的な知見による業務補助が不可欠であれば、補助だったら補助に見合う金額だと思うんですね。メインが考える部分と、補助の部分。であれば、当然のことながら、メインのほうが大きいはずだと思うんですけど、執行についてはそのことをしっかりと考えた上でやっていただきたいと思います。お願いしておきます。

○委員長

次に185ページ、商工業振興費、産学官連携推進事業費について、城丸委員の質疑を許します。

○城丸委員

このふるさと応援大学支援補助金というのがありますけれど、この分が昨年度は950万3千円ですか。令和4年度が3246万9千円と、2300万円ほど増えております。まず、このふるさと応援大学支援補助金事業の経緯について教えてください。

○産学振興課長

まず、ふるさと応援大学支援補助金につきまして、経緯を説明いたします。飯塚市では、平成29年4月に近畿大学及び九州工業大学と締結しました包括連携に基づき、行政の各部署を初め、地域、企業など様々な形で、また、幅広い分野で当該大学との連携を行っております。大学においては、今後の18歳人口の減少に危機感を感じており、入学者を継続的に確保していく上で、大学の機能強化とキャンパス環境の充実が必要と認識をしているところでございます。このような中、大学支援及び産学官連携事業のさらなる強化を目的に令和元年10月からふるさと応援寄附事業の応援メニューに大学応援寄附金の項目を追加し、また、ふるさと応援基金条例を制定しまして、寄附を募ってまいりました。本事業は受領した寄附につきまして、大学へ大学支援補助金として令和4年度から交付するものでございます。

○城丸委員

要は寄附される人がこれは大学の応援に使ってくださいと。お金を使っているということがいいんですね。それでは、このふるさと応援大学支援補助金事業は市内の3大学が対象となるのですか。

○産学振興課長

令和元年度の大学応援寄附金設置当時は、市内3大学を対象に寄附者の意向が反映されやすいよう、九州工業大学情報工学部、近畿大学産業理工学部及び近畿大学九州短期大学、3大学のいずれかを選んで寄附をいただく予定としておりましたが、意向調査をする中で、近畿大学産業理工学部及び近畿大学九州短期大学については、2025年に迎えます学校法人近畿大学創立100周年に当たり、記念事業募金を学内で開始し、個人住民税の税額補助の指定を受けながら、新たな寄附金制度の運用を行うことは好ましくないとの判断に至ったことから、本事業の参画を辞退されておられます。このため、現在は九州工業大学のみ応援寄附金を募っております。本事業も九州工業大学だけとなっております。

○城丸委員

それでは次に、ふるさと応援大学支援補助金事業の事業内容について教えてください。

○産学振興課長

ふるさと納税の大学応援寄附金を九州工業大学に助成するものでございますが、令和4年度は令和元年度及び令和2年度の受入れ分に対して交付をし、それ以降は受入れ年度の翌々年度に、大学支援補助金として、原則交付する予定のものとございます。なお、交付金は寄附金から必要経費10%を差し引いた額とし、交付を受けた大学は補助金をキャンパス環境の充実に充当することと予定しております。また、事業の継続性を勘案しまして、補助金の用途について、連携事業の強化など、ソフト事業にも充当できるよう、今後、見直しを行っていく予定でございます。

○城丸委員

先ほどからいろいろ質問もあっていましたが、これぐらいの市の規模では珍しく、3大学が立地しているということで、今まで大学を活用した連携事業をやってきたわけですが、先ほどからの答弁にも大学を活用してという言葉がありましたけれど、この応援事業で、大学を応援することによって、大学が充実して、そしてまた、市と連携をできるように頑張ってもらいたいと思います。

○委員長

次に、185ページ、商工業振興費、産学官連携推進事業費について、永末委員の質疑を許します。

○永末委員

商工業振興費、産学官連携推進事業費につきまして、質問させていただきます。といいましても、もうほとんど城丸委員のほうから、私の聞いたかった部分が聞かれましたので、要望だけさせていただきます。当然、皆様ご認識されているかと思うんですけど、大学が飯塚市にあるということのメリットというのは、本当に様々な部分があるかと思imasので、ぜひともその状況を当然のものとして捉えることなく、しっかりと今後も毎年毎年しっかりと残っていただけるように、様々な工夫をしていただきたいと思いますし、こういった今本市のほうで非常に調子のいいふるさと応援寄附金でございますので、そういった部分で財源のほうも確保できる部分も少なからずあると思imasので、ぜひともこの飯塚市に今後ともしっかりと大学が継続していただけるように残っていただけるように、最大限努力していただきたいと思います。要望で終わります。

○委員長

次に186ページ、187ページ、商工業振興費、新産業創出支援事業について、江口委員の質疑を許します。

○江口委員

取り下げます。

○委員長

次に、187ページ、商工業振興費、海外経済交流推進事業費について、守光委員の質疑を許します。

○守光委員

187ページ、商工業振興費、海外経済交流推進事業費、海外展開支援事業費補助金についてをお尋ねいたします。まず、この事業の内容と目的はどのようなものか、お答えください。

○国際政策課長

本事業につきましては、市内企業の海外展開における事業を促進し、地域経済の活性化を図るため、自社独自の活動、または公的支援機関を活用した活動を行う際に要しました費用の一部を支援することとしております。

○守光委員

本市の企業が海外事業の展開を図り、地域経済の活性化を図ることで新たな雇用も創出されるのではないかと思います。自社独自の活動や公的支援機関とその事業はどのようなものなのかお尋ねいたします。

○国際政策課長

今回の事業で言います「公的支援機関」とは、独立行政法人日本貿易振興機構、独立行政法人中小基盤整備機構、福岡アジアビジネスセンターの3者を指しております。これら公的支援機関の事業としては、輸出に関する相談事業、海外市場の調査、ECサイトの商品の紹介、販売、そして商談会、展示会への出展支援がございました。自社独自の事業としましては、公的支援機関でなく、民間の支援機関の活用を含む企業独自で行う海外販路に係る相談等の事業を想定しております。自社独自事業は、申請回数上限は1回で、補助上限額は5万円としております。公的支援機関の活用では、申請の上限回数の制限はございませんが、補助上限額は1回当たり5万円までとし、累計の補助上限額は10万円としております。なお、自社独自事業及び公的支援機関の活用による事業を組み合わせることも可能と考えております。

○守光委員

この事業を行う上で、企業ニーズ等の確認のほうはされておりますでしょうか、お尋ねいた

します。

○国際政策課長

海外展開を既に行っております、または、関心がある市内企業を訪問し、ヒアリングを実施しつつ、公的支援機関の豊富な支援施策を紹介し、マッチングを行って行く中で、「支援機関の支援施策を積極的に活用していきたい」、「費用が発生する事業の補助があると、もっと前向きに活用の検討ができる」、「自社で海外展開に挑戦するときに、補助があると助かる」といった企業のニーズを確認しております。人、時間、資金のリソースが不足している中小企業が海外展開を行う際は、まずは公的支援機関を活用することが効果的であると考えております。公的支援機関の支援は無料の事業もありますが、企業負担を求める有料事業もありますので、この有料事業について、本市が一部支援を行うことで、市内企業の海外展開促進につながるものと考えております。

○守光委員

本市が市内企業の海外展開を促進する理由というか、考えがあれば、何なのかお尋ねいたします。

○国際政策課長

国内では、少子高齢化による人口減少が続いており、それに伴う市場も横ばいの状況であり、それは本市においても同様の状況にあります。今後も、国内での人口減少が進んでいくことが予想される一方、海外においては、人口増加の状況であるとともに、その人口増加に伴い市場は増加傾向にあると思います。そのため、海外の市場を取り込むことが、本市の経済成長につながりますので、市内企業の海外展開を支援するものでございます。

○守光委員

今後、市内企業の成長のためには海外展開が重要になることは理解をいたしました。今後も支援機関と連携強化を図りつつ、市内企業のニーズの変化に対応したきめ細やかな支援に取り組んでいただきたいと思いますとともに、この事業やっていく上で市内企業の方が海外に展開をする中で、今後また課題等も出てくると思いますので、そのことも含めて、本市も今後ともしっかり先ほど言いましたけども、細やかな支援のほうをよろしく願いいたします。

○委員長

次に、187ページ、商工業振興費、新型コロナウイルス感染症対策事業費について、江口委員の質疑を許します。

○江口委員

地域活性化応援券の目的及び販売方法についてお聞かせください。

○商工観光課長

令和4年度実施予定のプレミアム応援券につきましては、市民の消費を喚起することで市内事業者を支援することを目的といたしまして、紙応援券を8万冊、電子応援券2万冊を発行する予定といたします。プレミアム率につきましては30%で、1万円で1万3千円分の買物にご利用できます。また購入対象者につきましては、高校生を除く18歳以上の市民といたしまして、お1人様5冊まで購入可能とする予定です。販売方法でございますが、紙応援券につきましては、はがきでの購入申込みを受けまして、市内21か所の郵便局での販売、また電子応援券につきましては、専用のアプリで購入を申し込み、コンビニエンスストアで入金することで、アプリにチャージされる仕組みになっております。

○江口委員

費用対効果についてはどうお考えですか。

○商工観光課長

費用対効果といたしまして令和2年度のアンケート調査結果から、応援券を購入したことをきっかけとして購入した額が使用された応援券全体金額の40.7%であり、また、応援券に

現金を足して購入した金額が全体の9.3%となっております。この消費喚起率を基礎といたしまして、今回のプレミアム応援券は総額13億円を発行いたしますことから、消費効果額は13億円に消費喚起率の40.7%及び9.3%を乗じまして約6億5千万円の効果が見込まれると考えております。

○江口委員

市内事業者を応援するはずなんだけれど、片一方で全体の金額の6割については、通常の買物と変わらないところで使われている。また、大型店と中小事業者の切り分けもないわけですが、ここの切り分けがないことについては、その理由についてどのように考えているのかお聞かせください。

○商工観光課長

令和4年度につきましても、新型コロナウイルス感染症の影響による経済対策事業として実施することといたします。市内事業者の支援に合わせ市民の消費行動を喚起することを目的といたしまして、またさらに大型チェーン店におかれましては、下請業者や卸売業者など市内事業者との取引もあり、市民の雇用を確保するという役割、観点もございまして、利用店舗につきましては限定せず、大型チェーン店と中小企業事業者と分けて、応援券事業を実施していきたいと考えているところでございます。

○江口委員

目的と効果を考えると果たしていかなものかと思っています。特にこの応援券については、一番メリットを受けるのは、ある意味、応援券を買われた方々、その多くはある意味経済的に余裕がある方々です。1万円をある意味、投資をするわけです。それができて、特に多くの方々は5万円を買っておられるということを考えると、ある意味それが買える方々に、得をするところは限定されていると思っています。そういった考え方を持つと、もう少し小さな単位にすることとかを考えるべきであると思います。

あともう一つはこのプレミアム応援券の換金についてなんです。つい先日、応援券、ちょっと換金の期限を過ぎたんだけどという方からご相談がありました。どうにかならないのかというお話がございました。この応援券、市内の事業者を応援するはずの事業ですよね。その換金について、どのようになっているのか、これは延ばせないのか、お聞かせください。

○商工観光課長

今年度、紙のプレミアム応援券につきましては、使用期限を令和4年1月31日といたしまして換金日につきましては毎週火曜日、木曜日、令和4年2月24日までを換金期限といたしておりました。当然事業者の皆さんも営業を行いながらの換金手続となりますので、そういった事情も考慮いたしまして、利用期限終了後から約4週間、換金期限を多めに設けております。事業者の皆様にはこの期間内に換金申請を行っていただくようご案内をさせていただいており、換金期限終了後については、お断りをさせていただいている状況でございます。なお、電子のプレミアム応援券につきましては、換金手続が不要で自動的にあらかじめご登録いただきました口座に振り込まれることになっておりますので、換金は発生しないようになっております。

○江口委員

長めで4週間というんだけど、債権の時効と言ったら4週間ではないですよ、通常の債権はね。あなた方は事業者のためっていう形で言うんだけど、ご案内、換金のご案内はどのようにやっておられます。

○商工観光課長

紙のプレミアム応援券の換金期限につきましては、事業者の皆様へは通知のほか市ホームページ、また換金窓口におきまして周知徹底を図り、換金状況を見ましても、ほとんどの事業者の皆様が既に換金手続を終了しておられます。また本事業につきましては、福岡県の補助事業でもございまして、事業期間も限られておりますことから、今から換金申請を受け付けると

いうことは、考えておりませんので、ご理解をいただきたいと考えております。

○江口委員

具体的に事業者の方々に換金手続について、いついつどのような形でお知らせしていただいたのか。ホームページは分かりましたよ。でも、紙によるというやつは、例えば1週間ごとにはがきを送ったりとかされているんですか。

○商工観光課長

本応援券の事業を開始するときに様々な内容の中で、この換金系につきましても、当初から2月24日という形で、1回周知をさせていただいております。

○江口委員

つまり最初の申込みのときにこうやってなっていますよというお知らせですよ。事業者の方々も、私たちが本来だったら守っておくべきだったとは思っているんです。ただ片一方、貴重な売上げがゼロになるわけですよ。応援するためにあったはずの応援券が、ある意味あだになるわけですよ。県の補助事業という話もあるんだけど、片一方でコロナ関連に伴う国からの交付金とかもある。そう考えると、それを使って、こういった形で補填をしましょうとか、あり得ると思いますし、その期限についてこういった形できちんとお伝えしましょうというのはあるかと思うんですけれど、それについては何らか考えられませんか。

○商工観光課長

繰り返しの答弁になりますけど、本事業につきましては、全事業者の方に当初から2月24日までという換金期限という形でお話をさせていただいております。質問委員が言われますけど、この件に関しましては、換金申請につきましては、既に締め切っておりますので、ご理解を賜りたいと考えております。

○江口委員

制度として今そうなんですけれど、市長、副市長、ある意味その制度を変えられるのも政治であると思います。こういった事業者を救うという意味で制度変更というのは考えられませんか。

○経済部長

本年度につきましては、4週間、1か月程度の換金期限を設けさせて、周知徹底も努めさせていただいたところですが、今現在99%を超える換金が行われておるところでございますが、さらに、今後につきましても、事業者への周知徹底あるいは換金期限の延長等を検討してまいりたいと考えております。

○江口委員

つまり、今年度についてはもう後は、紙くずとなったんだけど、それについては了承していただきたいということによろしいですか。

○経済部長

大変申し訳ありませんが、ご理解のほどよろしく願いいたします。

○委員長

それでは189ページ、観光費、観光振興事業費について、守光委員の質疑を許します。

○守光委員

189ページ、観光費、観光振興事業費についてお聞きいたします。令和4年度観光振興事業費予算において、デジタル観光推進事業委託料が計上されております。今回計上された事業費の目的についてお尋ねいたします。

○商工観光課長

令和4年度の観光振興事業といたしまして、デジタルツールを活用し、外部要因に左右されにくいデジタル施策の構築と併せて、移動手段に捉われないAR技術を活用した観光シティブロモーションを実施することといたしております。飯塚市の観光の魅力を多くの方々に情報発

信する取組でございまして、AR技術を活用することで、遠隔地から、本市に点在する観光施設等、パソコンやスマートフォンで見学できるデジタル観光の仕組みの構築等を合わせまして、実際に現地を訪問し、モバイルスタンプラリーなどを楽しんでいただくリアル観光の仕組みの構築を目的といたしております。

○守光委員

デジタル観光とリアル観光のまずはちょっと概要についてお聞きします。またこの事業を実施することによる効果についてお尋ねいたします。

○商工観光課長

デジタル観光につきましては、本市の観光施設に訪れたくてもコロナ感染拡大の影響等の外部要因により、訪れることができない方や遠方にお住まいの方などが今回制作しますウェブサイト上にパソコンやスマートフォンなどでアクセスすることで、AR化した観光施設内などを見学することができ、本市を訪れたいと思うお気持ちを助長させる仕組みを構築するとともに、施設内での謎解き、脱出ゲームなど、ミッション系のイベントをオンラインでセッティングしまして、アクセスの増加による本市の認知度向上を図る取組でございまして、また、リアル観光につきましては、市内で指定した観光施設、文化施設、商業施設等、訪れた方が施設内に設置しているマーカー、目印にアプリをかざしますと、スタンプが押せると同時に、訪れた会場限定の仮想キャラクターが画面上に出現し、一緒に写真が撮れるような仕組みを構築する取組でございまして、今回構築するデジタル観光では、謎解き、脱出ゲームなどのミッション系のイベントを計画しており、また、リアル観光のモバイルスタンプラリーの実施の計画におきましても、コンプリート者には、ともに本市にゆかりのある商品をご準備し、たくさんの方に参加していただくことで、本市のさらなる知名度アップによります観光客の増加を図りますとともに、消費の拡大、交流人口の増加など、経済効果にも寄与できる事業であると考えております。

○守光委員

大変面白い事業になっていくのではないかなと思います。私はあんまりゲームはしないんですけども、今の若い人とか、結構リアルゲームというか、そういうゲームをされておりますので、これが本当成功すれば、本市の魅力アップに大きく貢献できるのではないかと思います。取り組んでいかれる中でまた、様々課題等が出てくると思いますので、またしっかりまたその課題をしっかりと克服しながら、この事業が成功できるように、私も応援したいと思いますので、頑張ってくださいと思います。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 14:10

再開 14:20

委員会を再開いたします。

次に、192ページ、土木総務費、定住化促進事業費について、城丸委員の質疑を許します。

○城丸委員

住宅取得移住奨励事業費についてお聞きいたします。この事業が令和3年度が3602万4千円、令和4年度が7022万8千円ということで、ほぼ倍増ということになっていますけど、予算が昨年の2倍になっている理由はどういうことですか。

○住宅課長

筑豊地域外からの移住者住宅取得奨励事業は、令和2年度より開始した事業ですが、初年度につきましては、交付件数が18件でございました。そこで令和3年度当初の予算時には、申請件数を30件と見込んでおりましたが、年度当初から非常に多くの申請をいただくこととなり、9月の補正予算で増額を行い、現在この時点で申請件数は58件と当初の見込み件数を大幅に上回ることとなりました。現在も市内では、大分小学校跡地やパークタウン潤野など、新

たな住宅地の分譲販売が進んでおり、令和4年度も本年度と同様、またそれ以上の申請が予想されることから、申請件数を65件と見込み、令和3年度当初予算と比較して約2倍となる予算を計上させていただいております。

○城丸委員

今年度の実績、決算見込みをもって、令和4年度の当初予算も同等の申請件数があると見込んでいるということですが、何人ほど移住してくると期待できるのか。例として令和3年度の実績でよいので紹介してください。

○住宅課長

令和3年度の交付実績でございますが、実際に交付した世帯数は58世帯、移住者は140人となっております。

○城丸委員

この奨励制度は、筑豊圏域外からの移住者ということが対象になっているとのことですが、どこからの移住が多いとか、移住元に特徴があるのかというのは分かりますか。

○住宅課長

令和3年度の実績で申し上げますと、全58件の交付のうち県内各地からの移住が40件、県外からの移住は18件となっております。県内各地からの移住40件の主な内訳でございますが、福岡市内からが11件、粕屋町、篠栗町など糟屋郡のほうからの移住が11件となっており、県内だけを見れば福岡市方面からの移住だけで、55%を占めております。また、令和2年度では1件にとどまっていた北九州市内からの移住が、令和3年度においては5件にまで増加し、これまで申請のなかった宗像市、筑紫野市からの移住も新たにお迎えすることができまして、県内における広報が実りつつあるというふうに所管のほうでは認識しております。

○城丸委員

この定住化政策、人口減対策にとっては非常に明るい材料ではないかというふうに思っております。今もご答弁ありましたが大分小学校跡地も、トンネルを過ぎたらすぐということで、恐らくまたそこにもすぐに来られるんだろうと思います。引き続き頑張って、広報していただきたいというのを要望しまして終わります。

○委員長

次に、194ページ、土木総務費、その他の土木総務費について、守光委員の質疑を許します。

○守光委員

194ページ、土木総務費、その他の土木総務費、ブロック塀等撤去補助金についてをお聞きいたします。これは以前、大分遡りますけども高槻市でプールの壁が壊れて、少女がなくなるという痛ましい事故、事件というか、それを受けて全国的に、そういった危険なブロック塀等がある場合には各市町村において補助金を出して、撤去をやっていこうという部分で始まったものだと思いますし、私も一般質問をさせていただいて、本市としても取り入れていただき本当感謝しておりますが、今現在、かなり年数がたっておりますので、現状等はどうなっているのかお答えください。

○建築課長

補助対象となるブロック塀との基準ですが、市内の道路に面し、道路面から高さが1メートル以上のブロック塀等であり、調査相談を受けた箇所に対して、建築課の職員がブロック塀等の調査を行い、診断により安全上支障があると判定した危険ブロック塀に対して、撤去に要した工事費、消費税を含む分の3分の2に相当する金額、1千円未満切捨てで16万円が補助限度額でございます。令和3年度の補助金交付件数は、令和4年3月10日現在で、相談件数52件で交付件数は16件でございます。

○守光委員

それでは本制度のこれまで課題等があれば、お答えください。

○建築課長

相談を受けて調査に伺い、診断により安全上支障があると判定した危険ブロック塀等の所有者の方に対して、本制度のご案内を行っておりますが、諸事情により、危険ブロック塀等の所有者の方が全員申請を行われているわけではありませんので、今後は、危険ブロック塀等の判定を行った所有者の方で、撤去、未着手の方に再度本制度のご案内を行い、危険ブロック塀等の撤去を促してまいります。

○守光委員

本市としてこの制度の今後の取組等について、あればお尋ねいたします。

○建築課長

当初の補助金は、撤去に要した工事費、消費税を含む分の2分の1に相当する金額、1千円未満切捨てで10万9千円が補助限度額でしたが、令和3年度からは撤去に要した工事費、消費税を含む分の3分の2に相当する金額、1千円未満切捨てで補助限度額も16万円に増額されました。また、本補助制度の期限も令和3年3月31日までから令和6年3月31日まで延長されておりますが、潜在的にまだ相当数の数があると思われまますので、期限の延長を県のほうと協議し、一件でも多く危険ブロック塀等の解消ができるように努めてまいります。

○守光委員

しっかりとやっていただきたいと思うんですけども、この事業で本当に当初は10万9千円が限度額でありましたけども、それを16万円まで上げていただいたということで、感謝しておりますけども、これがブロック塀の撤去の基準が、今現在では市内の道路に面し、道路面から高さ1メートル以上のブロック塀、危険なそういう基準があるということで、それに該当しないものが多くあるのではないかなと私は考えております。市内の道路に面してなくても通路はあるようなところとか、そこでブロック塀が本当に危険な状態にあるところは、結構多く、自分も市内を回る中でお聞きしますし、ご要望も受けております。私が考える今後の課題といたしましては、そういったところまで、広げることがどうなるかと議論はあると思うんですけども、一番はやっぱりそういう危険なブロック塀を少しでも減らすことが、人命、いろんなものに関わってくると思いますので、今後今すぐではちょっと難しいかも分かりませんが、今後そういう部分も含めて、今の基準を少しでも拡大していただくことを、ここでは要望して質問を終わります。

○委員長

次に、196ページ、道路橋りょう維持費、その他の道路橋りょう維持費について、田中裕二委員の質疑を許します。

○田中裕委員

196ページ、地盤調査委託料についてお尋ねをいたします。この委託料についての事業内容をお尋ねいたします。またあわせまして、この委託料の中に、路面下空洞化調査が含まれているのか。恐らく金額的にも、106万1千円という金額でございますので、恐らく含まれていないんじゃないかと思いますが、この点、併せてお尋ねをいたします。

○土木管理課長

本委託料の事業内容につきましては、現在、年次的に舗装修繕を実施しております太郎丸・相田線において、次年度、舗装を修繕するに当たり、舗装計画に必要となる路盤状況を調査するための調査委託料を計上しております。なお、お尋ねの路面下空洞調査費用は、本委託料には含まれておりません。

○田中裕委員

路面下空洞委託料は含まれていないということでございますが、以前、私も一般質問等でさせていただきますし、また調査はされたところもあるんじゃないかと思いますが、いつ頃、

どの路線を調査実施をされたのか、またその結果はどのようなだったのか、お尋ねをいたします。

○土木管理課長

路面下空洞調査につきましては、平成29年度に実施し、本年度においても、現在実施中でございます。平成29年度の調査箇所でございますと、以前、陥没があり、交通量が多い目尾・久保白線及び大日寺・吉原町線の2路線について実施しております。陥没に至る危険性があると判断された場所は、2か所確認されました。いずれも小規模であったことから早急に工事を実施しております。また、本年度につきましても、交通量が多い片島・平恒線や、大日寺・吉原町線、また、災害時等における道路ネットワークの基幹となる市役所前の道路など3路線の調査を現在実施中でございます。

○田中裕委員

以前、調査されたところではいずれも小規模な箇所が2か所という答弁でございます。本年度も、今3か所ですか、片島・平恒線、これは徳前大橋付近ですね。それとか大日寺・吉原町線、そして市役所前の道路を今実施しているということでございますが、今年度もあと2週間で終わり、来年度になります。今実施しているこの3か所の結果はまだ出ていないのですか。

○土木管理課長

結果はまだ出てきておりません。

○田中裕委員

この路面下の空洞化でございますが、先ほど言いましたように、実施されたところは小規模だったと、これはもう幸いだと思っておりますが、東日本大震災のときにも、仙台市の病院の前がもうかなり広く陥没したという報道もあつておりましたし、全国至るところで、車がもう落ち込んでしまうような陥没等が見られております。そういうことを考えますと、今後は計画的にこの調査を実施していく必要があるかと、このように思いますが、どのようなお考えなのか、お尋ねをいたします。

○土木管理課長

本来であれば事故を未然に防ぐためにも、市内全域における重要路線について、計画的に路面下空洞調査が必要であることは認識しております。しかしながら、道路延長が長く、調査費用も多額となることから、今後におきましても国等の補助を活用するなど、実施に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

○田中裕委員

調査費用も高くなる、それはもう当然高くなると思っておりますが、これはもし陥没が起こっているような被害を起こったり、そうすることを考えますと、これは費用がかかってもぜひともやるべきだと思っております。今の課長の答弁の中で、今後におきましても実施に向けて取り組んでいきたいというご答弁がございましたので、ぜひともこの空洞化調査をやっていただきますよう要望いたしまして、質問を終わります。

○委員長

次に、197ページ、道路橋りょう維持費、各所街路灯改良工事について、土居委員の質疑を許します。

○土居委員

各所街路灯改良工事についてですが、まず、この工事の内容についてご説明ください。

○土木管理課長

この工事に関しましては、令和2年9月に福岡県より通知のありました「一般照明の高圧ランプの製造等の措置規制について」に基づき、実施する工事となります。この通知によりますと、令和2年12月31日以降、一般照明用の高圧水銀ランプの製造、輸出及び輸入が禁止になるとのことであり、このことから、今後交換のための水銀ランプの入手が困難となることが予想されます。このため現在市道に設置してあります街路灯285基のうち、水銀ランプに使

用している街路灯188基について、計画的にLEDへと切り替えていく工事となります。

○土居委員

次に、工事箇所数についてお尋ねします。現在、既設の街路灯285基のうち188基が水銀ランプを使用している街路灯であることは分かりましたが、この188基全てを令和4年度中にLED化するのかお尋ねします。

○土木管理課長

工事箇所につきましては、令和4年度に94基、令和5年度に94基のLED化工事を実施していく計画としております。なお、各支所におきましても、街路灯につきましてはLED化の状況調査を実施してきておりませんことから、令和4年度中に調査を実施し、令和5年度から計画的にLED化工事を実施していきたいと考えております。

○土居委員

続いて、工事スケジュールについてですが、来年度実施する94基の街路灯をLED化していく順番等はどのようになっているのかお尋ねします。

○土木管理課長

既設街路灯の水銀ランプが、切れた箇所につきましては、本年度において既にLEDへと切り替えているところですが、現在、ランプの交換ができず、切れたままになっている箇所もありますことから、このような箇所及び日頃から交通量が多い箇所の周辺等を優先して、順次工事を実施していきたいと考えております。

○土居委員

最後に、維持管理費等についてお聞きします。街路灯の改良工事については理解しましたが、これら街路灯の維持管理費等についてはどのようになっていますでしょうか。

○土木管理課長

既設街路灯の維持管理費につきましては、先ほどもご説明しましたとおり、水銀ランプが切れて街路灯が消えてしまっている箇所につきましては、LEDへと交換していています。支柱が傷んでいるものにつきましては、街路灯一式を交換するなど、修繕料で対応しております。

○委員長

次に、203ページ、204ページ、都市計画総務費、菰田・堀池地区活性化事業費について、永末委員の質疑を許します。

○永末委員

都市計画総務費、菰田・堀池地区活性化事業費につきまして、質問させていただきます。まず、飯塚駅周辺整備なんですけど、ゆめタウンの進出の計画でありますとか、様々な計画の中で大きく周辺が変わろうとしているかと思えます。当然、地域の方々、大変な期待の高まりもある状況かと思うんですけど、何分計画が大きいので、少しその部分を把握したくて、ちょっと今回質問させていただきました。まず全体計画につきまして答弁いただけますでしょうか。

○飯塚駅周辺整備推進課長

本年度策定予定の飯塚駅周辺地区整備基本計画におきまして、飯塚駅周辺地区の現況と課題や上位関連計画を整理し、整備コンセプトを交通ネットワークを生かしたにぎわいのある拠点づくりとしております。この整備コンセプトの下、中心拠点にふさわしい交通結節点の利便性の向上、全ての人々が円滑に移動できる安全安心なまちづくり、未利用市有地の有効活用と快適な都市機能整備によるにぎわいの創出という3つの整備構想を設定し、整備構想に基づき、道路、公園、自由通路、駅舎を含む駅前広場整備事業を計画しております。

○永末委員

今、コンセプトを3つほど答弁されたかと思うのですが、交通結節点の利便性向上、それと移動が円滑にできる安心安全なまちづくり、それと未利用市有地の有効活用、快適な都市機能整備によるにぎわい創出というふうな3つのコンセプトをおっしゃられたかと思うんです

けれど、その今のコンセプトに沿った、今後、整理が様々な部分で進んでいくことになるかと思うのですが、そのスケジュールについて、お示しいただけますか。

○飯塚駅周辺整備推進課長

飯塚駅周辺整備事業は来年度から社会資本整備総合交付金都市構造再編集中支援事業を活用して事業を進めることとしており、事業スケジュールは、令和4年度から交付金を活用できる期間となる令和8年度までを予定しております。令和4年度は旧卸売市場周辺道路・都市計画道路西町天道線・西菰田公園の工事と駅前広場・自由通路・駅舎の設計に着手し、令和5年度は菰田西公園の南東に位置する桜ヶ丘踏切の設計に着手し、令和6年度は菰田西公園の整備に着手し、自由通路・駅舎を含む駅前広場整備事業を令和8年度までに完了したいと考えております。

○永末委員

まず、その周辺の大きく人の流れが変わるだろうと思われる周辺の道路整備から始められて、計画全体としては5年間、令和4年から5年間計画されていて、まず道路整備から始められて、各種設計、公園の整備、それから、駅舎とか自由通路の整備に入っていくというふうな流れかと思いますが、先ほどおっしゃられたコンセプトの一つに、未利用市有地の有効活用というふうなことをおっしゃられたかと思うんですけど、あそこで未利用市有地といいますと、私が思い浮かべるのが炭都ビルの跡地になるんですけど、そこに関しまして、今回の事業計画の中で、どのような形で活用されていくように予定されておられるのか、答弁をお願いします。

○飯塚駅周辺整備推進課長

飯塚駅前広場は、交通結節点としての利便性及び安全性の向上等を図るため、来年度から設計に着手し、必要となる範囲を定めたいと考えております。炭都ビル跡地は飯塚駅前に位置しており、交通ネットワークを生かしたにぎわいのある拠点づくりに資する土地であります。飯塚駅周辺地区整備基本計画の基本構想で、未利用市有地の有効活用と快適な都市機能の整備によるにぎわいの創出としており、炭都ビル跡地につきましては、民間活力の積極的な活用を視野に入れながら、計画していきたいというふうに考えております。

○永末委員

最後、要望で終わります。福北ゆたか線に乗りますと、博多駅のほうから新飯塚駅まで帰ってくる途中に、当然飯塚駅を通過して新飯塚駅のほうまで行くんですけど、どうしても飯塚駅と新飯塚駅を比べたときに、今、発展が新飯塚駅のほうにちょっと偏っているようにも見受けられます。なのでぜひ、今回のこの整備を起点にして、飯塚駅周辺がしっかりと伸びていくように、しっかりと整備をしていただきたいと思いますし、当然、ご認識された上でお仕事取りかかられていると思うんですけど、しっかりとあそこの駅からゆめタウンのほうまでの動線といいますか、その流れをしっかりと把握していただいて、ああいった形で大きく変わりますと、いいこともありますでしょうけれど、今までの暮らしの部分にも影響が生じる部分もあるかと思しますので、しっかりと地元のご意見等もしっかりと聞かれながら、進めていっていただきたいと要望しまして、質問を終わります。

○委員長

次に、204ページ、都市計画総務費、飯塚駅整備事業負担金について、田中裕二委員の質疑を許します。

○田中裕委員

今、永末委員からも、ちょっと触れられましたけれども、204ページ、飯塚駅整備事業負担金についてお尋ねをいたします。この負担金の内容はどのようなものなのか、お尋ねをいたします。

○飯塚駅周辺整備推進課長

今年度末策定予定の飯塚駅周辺地区整備基本計画に沿い、令和4年度より飯塚駅の東西自由

通路及び駅舎の整備に着手したいと考えております。まずは、その設計について九州旅客鉄道株式会社と協定を結び、実施主体となる九州旅客鉄道株式会社に市が負担金を支払おうとするものでございます。

○田中裕委員

今の答弁、最後のところで実施主体となる九州旅客鉄道株式会社に市は負担金を支払うということですが、なぜ実施主体が九州旅客鉄道株式会社になって、市がその負担金を支払う手法になっているのか、お尋ねをいたします。

○飯塚駅周辺整備推進課長

自由通路と駅舎は配置や動線が密接に関係しており、整備は一体的に考える必要があります。一方、自由通路と駅舎整備は鉄道用地内や鉄道用地に隣接した整備となり、国土交通省建設工事公衆災害防止対策要綱の鉄道分野の中で、このような鉄道近接工事となるものは鉄道事業者へ委託する工事の範囲及び鉄道保全に関し必要な事項を鉄道経営者と協議しなければならないと定められており、鉄道の災害防止、安全確保や、専門性からなる多くの部分で、九州旅客鉄道株式会社が必ず実施主体とならなければならないと、同社との協議で確認しております。加えて、自由通路と駅舎の整備には、国土交通省所管の社会資本整備総合交付金のメニューであります都市構造再編集中支援事業の交付金を活用することを予定しておりますが、事業認定を受けてからの事業期間に円滑に整備を完了させなければなりません。以上の観点から、事業主体が九州旅客鉄道株式会社で、市が負担金を支払うものというものでございます。

○田中裕委員

国の交付金を活用するというところでございますが、あくまでも事業主体が九州旅客鉄道株式会社になっていると。もし、この九州旅客鉄道株式会社が工事は実施をしないと言った場合、事業主体はあくまでも九州旅客鉄道ですから、その場合はどうなるんですか。この事業はできないということですか。

○委員長

暫時休憩します。

休憩 14:50

再開 14:51

委員会を再開いたします。

○飯塚駅周辺整備推進課長

現在、協議中ですが、事業主体の九州旅客鉄道が整備をやらないというふうなことになったら事業自体は不可能であります。

○田中裕委員

では、その負担割合の協議はどのようになっているのかお尋ねいたします。

○飯塚駅周辺整備推進課長

負担割合につきましては、現在協議中ではありますが、事業は市の方針として整備を進めるものであり、また、九州旅客鉄道株式会社の経営状況から、現在協議は厳しい状況というふうなことになっております。

○田中裕委員

さっきの永末委員の質問でもございましたけれど、かなりの整備が進められていくようになるかと思えます。しかしながらこの駅舎そのものが、手をつけられなければ意味がないのではないかなと、このように思っております。当然、飯塚駅、改札に上がるまでに階段がありますし、跨線橋を渡って、もちろんエレベーターも何もありません。そして、今、正面は菰田西からしか乗れませんよね。菰田東にもたくさんの方が住んでらっしゃいます。その菰田東の方が飯塚駅を利用するには、本当に古い、狭い、跨線橋を渡って、西のほうまで来てから乗り降りされるということを考えたら、この飯塚駅周辺を整備するに当たっては、飯塚駅舎の改修とい

うのはどうしてもやっぱり必要だと思っております。そういった意味で本当に事業主体であります九州旅客鉄道株式会社としっかりと協議をしていただいて、この駅舎も改修できるような取組をお願いしたいと思います。

○委員長

次に、212ページ、住宅管理費、各所草刈等委託料について、田中裕二委員の質疑を許します。

○田中裕委員

212ページ、各所草刈等委託料についてお尋ねをいたします。昨年6月議会で質問をさせていただきました。その際の市営住宅における高齢化率は45%を超えていると、このような答弁がございました。その際に私は高齢化が進む市営住宅においては、団地内の公園の草刈りについても、住民にとって大きな負担となりつつあることを指摘をいたしまして、住民の負担を少しでも緩和していただけるような策を講じていただけないかと、このように要望をしておりました。そこでお伺いいたしますが、市のほうで高齢化が進む団地、住民の負担金、要するに市営住宅内にある公園の草刈りですね。その負担軽減について、何か検討されたことがあるのか、どのような検討をされたのかお尋ねをいたします。

○住宅課長

確かに団地内の公園の草刈り等については、団地の住民の方だけでは負担が重過ぎるというふうなご相談をお受けする場合がございます。その際には、担当者が現地に赴き、住民の方々からご協力いただける範囲を確認させていただき、住民の方々では負いかねる範囲については、私ども職員等にて対応しております。

○田中裕委員

現在、市営住宅の住民の方の声に耳を傾けて、住民に決まり事を押しつけることなく、住民の実情に応じた配慮がなされているというようなご答弁かと思いますが、そのような認識でよろしいですか。

○住宅課長

本来、市営住宅にお住まいの方々に管理いただくということを原則としておりますので、私どもはお話の中では、私どものほうからここまではお願いできませんかというようなお願いをする場合もございます。ただし、高齢化が進む市営住宅の地域の実情を踏まえた上で、ご相談させていただくもので、決まり事だからというようなお話はさせていただいておりません。

○田中裕委員

確かに団地内の公園の草刈り、そこに居住していらっしゃる方が草刈りをするというのが当初の当初からの決まり事だったと思います。しかしながら、先ほども言いましたように市営住宅の高齢化率45%を超えておりますし、もっと進んでいるところもたくさんあります。さらにやっぱり市営住宅が老朽化をして、もう公募停止になったり、公募しても全然そこに住まれない、募集がない住宅もあるかと思えます。今までは若い方とか、元気な方が草刈りをされていたと思うんですが、もう高齢化が進んで自分たちができないから、外注に出しているところもたくさんあります。その方たちが、やっぱりその団地に住む方が少なくなれば、1人当たりの負担が非常に大きくなってくるので、もうこれも大変だという声を多く聞きます。そういった意味では、施設管理者としての地域の住環境の保全のために、市が負うべき役割が何かということ、いま一度見直していただいて、そういったところも検討していただきますように要望いたします。

○委員長

次に、213ページ、住宅管理費、その他の住宅管理費について、守光委員の質疑を許します。

○守光委員

213ページ、住宅管理費、その他の住宅管理費、市営住宅管理計画推進事業費についてお聞きいたします。この予算で市営住宅解体工事として2540万円が計上されております。この工事規模を具体的に説明をよろしく願いいたします。

○住宅課長

令和4年度の当初予算で計上させていただいております解体工事費についてでございますが、この工事は3団地にまたがるものでございます。各住宅団地名称及び解体規模をそれぞれご説明いたします。小正高畑住宅では、平屋の連棟住宅1棟6戸を解体いたします。平恒新町住宅では、2階建ての連棟住宅1棟4戸、石丸住宅では戸建て住宅3戸を解体することとしております。

○守光委員

では解体等の対象となっている住宅を含む各団地は現在どのような状況なのかお答えください。

○住宅課長

それぞれの団地は昭和39年から昭和53年までの頃に建設されたもので、古いもので築57年を経過しております。既に老朽化が著しいため、現在入居者の方を募る新たな公募等は行っていない状況でございます。

○守光委員

古いものでは築57年ということで、現在そのような老朽化により、公募を行わず入居者が減少していく過程で、随時解体を待つ団地は、市内にどれぐらいあるのか、お答えください。

○住宅課長

現在、私ども住宅課のほうで所管する住宅団地は、総数で68団地でございます。先ほど申し上げましたように、入居者の公募を行っていない、新たな入居者を募っていない団地のほうは18団地でございます。

○守光委員

では解体後の住宅敷地の取扱いについてをお伺いいたします。更地となった敷地は何か本市として活用策が検討されているのかお答えください。

○住宅課長

今回令和4年度の当初予算に計上させていただいております解体工事、この工事後の跡地の活用計画については、小正高畑住宅並びに平恒新町住宅においては、現時点では具体的な活用策は定めておりません。棟全体が空き家となり、空き家のまま放置することは、防犯防災上好ましくないという判断の下で、解体撤去を行うものでございます。なお、石丸住宅では、戸建て住宅でありましたことから、敷地の区画割りも明確であり、住宅敷地としての条件を現状で備えておりますから、こちらについては売却の検討を進めてまいろうというふうに考えております。

○守光委員

以前にも一度お尋ねをしたことがありますが、空き家になった公営住宅を建物込みで民間業者や個人に売却することについて、検討できないのか、お答えください。

○住宅課長

建物を解体せずにそのまま建物込みで売却することも可能だとは考えます。しかしながら、既に耐用年数を大きく超過し、老朽化が著しい建物であることからすれば、売却には慎重にならざるを得ないというふうに考えております。現在のところ住宅として維持していくには負担が大きく、かといって放置したままの状態では、周辺環境に今後悪影響を及ぼすことも心配されるという建築物であることからすれば、基本的には随時解体撤去を行うことが望ましいというふうに考えております。なお、解体撤去後の跡地については、現地における将来的な公営住宅の再整備計画等の有無や、敷地条件等を勘案した上で、可能な限り売却を行い、地域への新

たな住民誘致を図っているところでございます。

○守光委員

最後に要望なんですけども、最近中古住宅を購入し、以前も話しましたが自分の好みにアレンジするリノベーションという言葉を度々耳にいたします。古い公営住宅を建物込みで購入していただき、自分のライフスタイルに合わせたリノベーションを行い、暮らしていただくことも新たな移住者を呼び込む案の、一案だと私は考えております。またこれは他県の話でありますけども、公営住宅の高齢化や空き家率の上昇などを鑑み、県営住宅等の空き家を高齢者の生活支援や子育て支援等を行うNPO法人に提供して、地域コミュニティの活性化を図っているところもあると聞き及んでおります。またある地域では、先ほども言いましたけど一つの棟を全部買い取って、そこを個人に売却をしていって、自由にそこをリノベーションしていただくような取組も行っているところもあるとお聞きしております。建て替え、廃止だけではなくて、団地の規模が縮小化に向かう過程も含め、市には多様な策を今後しっかりとまた検討していただくことを要望してこの質問を終わります。

○委員長

次に、216ページ、非常備消防費、消防団運営事業費について、江口委員の質疑を許します。

○江口委員

消防団についてお聞きいたします。令和3年4月13日付で消防庁長官より通知が出ているかと思えます。その通知の内容についてご案内ください。

○防災安全課長

令和3年4月13日付の消防庁長官通知の主な内容としましては、消防団員の処遇の改善を図るため、報酬について、「団員」の階級の者について年額3万6500円を標準とし、「団員」より上位の階級にあるものについては、標準額と均衡のとれた額とすること、災害に関する出動について、1日8千円を標準とし、出動報酬を定めること、また、報酬は消防団員個人に対して、市から直接支給することでございます。

○江口委員

それをいつまでにどうするというのもあったかと思いますが、それについてはどうですか。

○防災安全課長

通知によりますと、令和4年4月1日から改正を行うこととなっておりますけども、今現在消防団員と協議中ございまして、令和4年4月にはちょっと間に合わない状態となっております。

○江口委員

それについて、どのような状況なのかをご案内ください。

○防災安全課長

国が示しました報酬額を上げること、出動報酬、直接個人へ支給することについて、今、団とその3つの協議を行っていますが、言いましたとおり上位の階級との額の均等がとれないことから、その額を今調整しているところでございます。

○江口委員

いつまでにやりますか。

○防災安全課長

この日にちまでということはないですけども、早急に協議を終わらせて、条例改正等を行いたいと思っております。

○江口委員

本当に消防団の方々は命かけて仕事されるわけですよね。それに見合った分をきちんとやっていただくことを求めます。

○委員長

次に、219ページ、災害対策費、防災事業費について、田中裕二委員の質疑を許します。

○田中裕委員

219ページ、防災事業費、災害時避難所運営事業費についてお尋ねをいたします。今回避難所運営事業費として、主に消耗品費2506万5千円、器具費3473万3千円を計上されておりますが、これは災害時、被災者の避難生活の環境を良好に保つための経費と、このように思いますが、どのようなものを購入されるのか、お尋ねをいたします。

○防災安全課長

今までも食料や水などの備蓄は行ってきましたけども、避難所生活に係る備蓄が準備不足だったこともあり、乳幼児や高齢者などの要配慮者や女性に配慮した用品、断水時に備えた簡易トイレ、簡易ベッド、発電機などを予算計上しております。

○田中裕委員

被災者の避難生活が改善されるために備蓄されるというのは分かりましたけれども、それでは同僚議員が代表質問で質問いたしましたペット同行避難所についてお尋ねをいたします。福岡県が平成29年3月に策定しております福岡県災害時ペット救護マニュアルというのがございます。その中に、市町村の役割として、こうございます。飼い主がペットと同行避難後、避難所における共同生活を余儀なくされた場合、避難所におけるペットの受入れや、ペットスペースにおける飼育管理方法等について体制を整備するというのが、市町村の役割だというふうに記載をされております。現在本市では、体制整備はどのようになっているのか、お尋ねをいたします。

○防災安全課長

避難所でのペット受入れにつきましては、避難所施設内でのペットアレルギーの方や鳴き声への対応が困難なことから、避難所となる施設管理者との調整ができておりません。福岡県が示している体制整備はできてない状況でございます。現在は避難所でのペット受入れは原則お断りしており、市報などにおいて、事前に一時預け先を確保していただくなどの周知を行っているところであります。しかしながら、ペットを家族同然として避難させたい人がいることも認識しておりますので、今後も引き続き、避難所施設管理者と協議を行い、ペットの受入れ可能な体制整備に努めてまいりたいと思っております。

○田中裕委員

私の知り合いが昨年大雨のときに、避難されたんですかと聞いたら、ペットがいるので避難はしていませんということ言ってらっしゃった方がいらっしゃいました。本市では、今課長が答弁されましたように受入れ態勢ができていないということでございます。ペットを飼っている方で、迷惑をかけたくないから避難しないといった話もよく聞きます。ペットの飼育は飼い主が責任を持って対応することが大前提であると思っておりますが、事前に預け先を確保できない方なども少なからずいらっしゃるというのも現状だと思います。避難しなければいけない方が避難ができないということに、先ほどの私の知人のような、そういうことにもつながるかと思っておりますので、マニュアルにも示されているようにしっかりと体制を整備していただきたいと思っております。このマニュアルの中に避難所の敷地内での例というのもございます。例えば学校を避難所にする場合、学校のグラウンドの一角や一室の確保、校舎間の渡り廊下など、これをスペースとして確保するというのもできますよと、また避難所のわきにスペースを設置したり、駐輪場などをこのスペースに充てるというようなことも考えられますよと、このような例も示されておりますので、先ほど言いましたように、このマニュアルにおける市町村の役割として体制をきちっと整備をするようにということでございますので、関係機関としっかり協議をしていただきまして、あと3か月もすれば、いろんな災害等が発生する季節になってまいりますので、体制を整備していただきますように要望いたします。

○委員長

次に質疑事項一覧表以外の質疑を許します。質疑はありませんか。

○川上委員

214ページ住宅費、住宅建設費に関わって、追加資料75ページに資料をいただいていますので、説明を求めます。

○住宅課長

追加資料、相田団地建替事業の経過及び見直し案とスケジュールについての補足説明をさせていただきます。資料ページ72ページから75ページとなっております。資料72ページと73ページにつきましては、令和3年度中の経過をお示ししております。74ページは、別図75ページで御覧いただきます1棟目の建築物の配置、この案の補足と今後のスケジュールをお示ししております。それでは、72ページにお戻りいただきます。72ページ、73ページの経過につきましては、主なものを抜粋にて申し上げます。年度当初の4月、相田公園の存続を希望される公園の近隣の方々との協議の中で、この自治会、地元自治会の住民の方にも、地元の中に、地域の中にこういった意見があるというふうなことをお伝えしてほしいというふうなご要望をいただきました。このことから5月20日から23日までの4日間に分け、地元自治会の各組長にお集まりいただき、私どものほうから、そういったご意見のほうをお伝えしております。それを踏まえた上で、このご意見をお伝えするとともにそれを踏まえた上で、建設案の再考を私ども市のほうからお願いいたしました。その後、自治会のほうからは、相田公園にこれまでの案となります、相田公園に1棟目を建設する案を押すというふうな形で、お返事をいただきましたので、地域の中には相田公園を存続させるという案が一つ。もう一つ、これまでの案と一緒に相田公園に1棟目を建設するというふうな、この2つの案が地域の中に残ることとなりました。そこで市のほうでは、公共事業の観点に立った事業の優位性を確認させていただき、相田公園に1棟目を建設する案を採用させていただいております。その後6月22日に、公園の近隣にお住まいの方々と、市長のほうで面談のほうを行っております。この面談の席で、公共事業のそうした優位性を図るための工期であったりとか、経費、こういったものについて、いま一度見直してみようというふうなお話でまとまりましたので、私ども所管課のほうで、改めて再検証を行ってまいりました。再検証の結果でございますが、やはり、公共事業としての優位性は、相田公園のほうに1棟目を建設すると、こちらの案を認めざるを得ないということで、7月26日、相田公園に1棟目を建設させていただくという案を最終方針として決定しております。その後9月になりますが、この事業実施期間中、暫定的に設けます相田公園の整備工事を発注し、今年度内で完工する予定となっております。また、9月27日になりますが、公園の近隣にお住まいの方々から改めて、市長との面談を再度お願いしたいというふうな形で、ご要望いただいたんですが、市のほうからは、方針の見直しはこれ以上はちょっと行いませんと。ただし、周辺地域の住環境については、十分に配慮させていただきますという旨をお伝えしており、今回この9月27日のご要望に対しての、市長との面会というのとはなっておりません。その後11月16日に、公園の近隣の方々にお集まりいただきまして、もともとの1棟目の基本的な案、こちらのほうに、市のほうであらかじめそうした配慮等を加えて見直しを加えた案を一度御覧いただきました。その際には、今後とも皆さんの、例えば疑問であったりとか、不安に対するそういった疑問を解くために、説明のほうは行ってまいりますということも合わせてお伝えをしております。この75ページのほうで、もともとの1棟目の建設配置の前と後、比較いただけるようにしております。見直し前の配置、左側になるんですが、見直し前の配置に比べて、見直し後の配置では、公園の近隣の戸建ての住宅からより距離をとり、互いのプライバシーを保護できるよう、建物の向きについての変更を加えております。また敷地内の駐車場の中の自動車の移動に伴い、照明が周辺家屋を照らすことなどないように、目隠しフェンスの設置、また、景観の改善に役立つための植樹等、そういったものを

このときご提案をさせていただいております。74ページには今後のスケジュールをお示ししておりますが、今回の計画では全4棟となっており、全4棟の建設が完了するのは令和16年度となっております。以上、簡単ではございますが追加資料の補足とさせていただきます。

○川上委員

この75ページ右の決定案を本予算特別委員会へ提出するに当たり、近隣住民とはいつ協議したのかお尋ねします。

○住宅課長

11月16日でございます。

○川上委員

それから変更しているではないですか。

○住宅課長

こちらは御覧いただいた資料でございます。

○川上委員

その後は協議してないということを確認しますね。それから、この際、市営住宅においても気候変動の中でエアコンは既に、常備品と言うべきですが、設置に当たり、コンセントの設置替えが必要な場合があり、大家である本市が必要な経費を出すべきではないかと思うが、予算計上しているかお尋ねします。

○住宅課長

エアコンを設置するための新たなコンセントの設置等の費用については今回計上しておりません。

○川上委員

先ほど言ったような理由で、この際、必要経費の予算措置を強く求めておきたいと思います。質問を終わります。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑がないようですから、第7款商工費から第9款消防費までについて、質疑を終結いたします。暫時休憩いたします。

休憩 15:20

再開 15:30

委員会を再開いたします。

次に、第10款教育費から第13款予備費までの質疑を許します。初めに質疑通告されております224ページ及び236ページ、事務局費及び教育振興費、体験型キャリア教育事業費については、江口委員より取下げの申出がっておりますのでよろしく願いいたします。

次の事務局費、その他の事務局費も金子委員のほうから取下げの申出が出ております。

次に、227ページ、人権教育費、人権啓発推進事業費について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

追加資料76ページに資料をいただいておりますので、説明を求めます。

○人権・同和政策課長

提出しております76ページの補足説明を行います。人権啓発事業委託の内容及び委託料の内訳の推移ということで、過去10年間を付けております。左上の1番、事業委託の内容ですが、事業といたしまして、研修・相談・広報・展示・その他啓発事業等となっております。概要につきましては右側に記載しているとおりとなっております。その右側の大きな2番の委託料の内訳、費目としましては賃金・共済費・諸経費・事業費・消費税となっております。内訳

につきましては、それぞれ書いておられますとおりになっております。それから下段の大きな3番、委託料の推移でございますが、費目の右側に平成24年度、いわゆる過去10年間分の予算ベースということで、平成24年度から令和4年度までの10年間、それからその下には各年度ごとの数字をそれぞれ記載しております。

○川上委員

追加資料ではなくて、概要説明の中に、指導員13人ということが書いてあるんですね。指導員、誰が誰を指導するんですか。

○人権・同和政策課長

指導員という言葉というか指導の対象っていうか、いわゆる啓発事業を行うときに、いわゆるこの方たちがいわゆる講師となりまして、住民の方もしくは参加者の方に向けて、いわゆる人権についての講演を行ったり、質問を受けたりすることとなっております。

○川上委員

そこに行けば指導を受けるわけですね。13人というのは、どうして13人になっているんですか。

○人権・同和政策課長

補足資料の括弧書きの13人、今質問委員が言われた部分なんですけど、この13人のまず内訳としていたしましては、12人の推進員と事務員さんがお1人ということで13名、その12人の内訳につきましては、12交流センター、いわゆる地域を12交流センターで示したときに、お1人ずつ指導員を派遣していただくような形で考えております。

○委員長

なぜ13人かということを知っているわけですか。13人の根拠。

○人権・同和政策課長

すみません、繰り返しになりますが、いわゆる推進員の地区担当、今申したように12地区を、それぞれで配置していただくのに12名と事務員さん、いわゆる経理の方、事務局の事務員さんお1人ということで、足して13名というふうに考えております。

○川上委員

委託契約なんですけど、競争入札か何かやっているんですか。

○人権・同和政策課長

現行、いわゆる令和3年度までにつきましては、競争入札等はやらず、随意契約となっております。

○川上委員

随契理由をお尋ねします。

○人権・同和政策課長

令和3年度までの随契理由としましては、特定非営利活動法人人権ネットいづかに委託をしております。人権ネット飯塚につきましては、部落解放、人権確立を目指して長年人権問題啓発に携わってきた方によって構成される非営利の団体であり、人権問題を熟知しているとともに、啓発のための専門的な知識、技能を有しており、事業に専念ができる体制が整っている団体であると考えております。市が行うべき人権啓発を継続的かつ多岐にわたって専門的に実施できる団体が、当該団体以外にはないため地方自治法施行例167条の2第1項第2号により随意契約としております。

○川上委員

設立はいつで、理事長は誰ですか。

○人権・同和政策課長

設立は合併前にはなりますが、いわゆるNPO法人の登録につきましては、県の資料を見ますと平成16年に設立となっております。理事長は松本建一氏となっております。

○川上委員

事務所はどこですか。

○人権・同和政策課長

住所で言いますと、新飯塚24番3号、建物の名前と言いますと、飯塚集会所になります。

○川上委員

随契はいつからやっていますか。

○人権・同和政策課長

これは合併後になりますが、合併が平成18年、当時から令和3年度までは随意契約になっています。

○川上委員

委託料の総額は幾らになりますか。

○人権・同和政策課長

先ほど補足資料の下段にあります委託料の推移をまず合計いたしますと、予算ベースにはなりますが5億2276万1千円、これに合併後になりますが、平成18年から平成23年の6年間分、合計しまして1億5516万8千円、この2つを足しますと総額で6億7792万9千円となっております。

○川上委員

そのうち人件費は幾らですか。

○人権・同和政策課長

人件費で申し上げますが、今、答弁いたしました約6億7千万円に対しての金額というのはちょっと計算をしておりますが、令和2年度いわゆる決算ベースで申し上げますと、令和2年度の比率といたしましては、賃金74.1%、共済費につきましては11.7%になります。

○川上委員

それを先ほど6億7千万円にかければ、答えが出てくるということなんですね。質問を終わります。

○委員長

次に、232ページ、240ページ、小学校費、中学校費、学校管理費、その他の学校管理費について、守光委員の質疑を許します。

○守光委員

232ページ、240ページ、小学校費、中学校費、学校管理費、その他の学校管理費、スクールバス運営管理費についてをお伺いいたします。各地区の運営状況及びその対象者について、お尋ねいたします。

○教育総務課長

小中学校スクールバスにつきましては、現在6地区7路線で運行しております。まず、筑穂地区につきましては、内住線と桑曲線の2路線を運行しております。筑穂地区のスクールバスにつきましては、対象自治会の筑穂中学校の生徒及び大分小学校、内野小学校の児童が登下校に利用しております。また、筑穂地区桑曲線スクールバスにつきましては、朝の登校便のみ一般市民も利用できる一般混乗路線として運行しております。次に、庄内小学校スクールバスにつきましては、庄内小学校へ通う対象自治会の児童が登下校にて利用しており、上区と下区と2方面へ、小型バス2台にて運行しております。次に、颯田小学校スクールバスにつきましては、颯田小学校へ通う1年生から3年生までの対象自治会の児童が朝の登校時に利用しており、小峠方面と大畑方面へ、小型バス2台にて運行しております。次に、八木山地区スクールバスにつきましては、八木山地区から小中一貫校飯塚鎮西中学校に通う生徒と合わせまして、八木山小学校へ区域外より通学する児童が利用いたしております。また、一般市民も利用できる一

般混乗路線として運行しております。次に、目尾地区スクールバスにつきましては、小中一貫校幸袋校の開校に伴い、旧目尾小学校から通学する児童が登下校に利用しており、2ルートで運行を行っております。最後になりますが、鎮西地区スクールバスにつきましては、小中一貫校飯塚鎮西校の開校に伴い、遠距離通学等となる対象自治会の児童が登下校に利用しており、明星寺方面と建花寺方面にワゴン車2台にて運行しております。以上が運行状況等でございます。

○守光委員

スクールバスの運行につきましては、それぞれの地域によって運行に至った経緯もあり、また地域によっては実情は違いますが、実はある地区の保護者から席に空きがあるなら、兄弟関係なのでバスに乗せていただけないでしょうかという保護者からのご意見またご要望もありました。以前にも質問したとおり教育委員会として一定の基準や方針が必要であるとも思っておりますが、このような場合、教育委員会として、柔軟な対応をするなどの考え等がありましたら、お答えください。

○教育総務課長

スクールバスを利用できる対象者につきましては、導入されました経緯など地区によって基準がございます。遠距離通学による体力的な負担面、事故等からの安全面の配慮によって、利用できる学年等を制度設計いたしております。委員には実例に応じたご質問をいただきました。委員のご指摘につきましても、まずは地域の実態等を把握する必要があると考えております。

○守光委員

要望も含めて最後にスクールバスにつきましては、それぞれ地域の実情に応じて必要とする子どもたちのために運行されてきたと思っております。合併前より長くスクールバスを運行している地区もあり、運行基準の統一については、かなり難しい課題であることも一定の理解はいたしております。ただし、いろいろな計画には、中間見直しや社会情勢の変化などにより、事業内容の見直しを行うことは、行政運営では多々あることだと考えております。今回の保護者の要望についても、少子化など社会情勢の変化も踏まえ、本市として柔軟な対応ができないか今後ともしっかりと検討していただきたいと、そのように要望いたしまして質問を終わります。

○委員長

次に、232ページ、240ページ、小学校費、中学校費、学校管理費、その他の学校管理費について、田中裕二委員の質疑を許します。

○田中裕委員

同じく232ページ、240ページの小中学校スクールバス運営管理費についてお尋ねをいたします。私の質問は、業者選定の方法についてお尋ねをいたします。今現在、どのような業者選定方法を採用されているのかお尋ねいたします。

○教育総務課長

小中学校のスクールバスは、6地区7路線の運行をしており、現在その委託契約は、いずれも指名競争入札にて選定しております。

○田中裕委員

数年前に私スクールバスについての一般質問等をかなり続けて行ったことがございます。そのときにスクールバスは、貸切りバスの業者選定を導入するようにと、要するに最低価格、最高価格を設けてその価格内で業者選定を行うようにというふうに国が定めております。しかしながら、飯塚市のスクールバスには、先ほどの質問の際にも課長がご答弁されましたように、八木山地区のスクールバス、そして筑穂桑曲地区のスクールバスは、一般乗客混乗であるために、貸切りバスの運用でなくてもいいということで、もういわゆる指名競争入札で極端に低い価格で落札をされていたという経緯がございました。今回、この予算を見ましたらそんなに極

端に下がっているということはないようにありますが、一般混乗路線の選定方法につきましても、そういった最低価格、最高価格、要するに貸切りバスの業者選考基準を導入されているのか、お尋ねいたします。

○教育総務課長

一般混乗を行っております2路線、八木山地区及び桑曲地区の選定につきましても、先ほどご説明いたしました入札方法、指名競争入札にて選定をいたしております。この選定方法につきましては、令和元年9月の決算特別委員会においてもプロポーザル方式の導入等についてのご指摘を受けておりました。そのご指摘等も踏まえた形ではございますけれども、現在は、他路線と同様に国の示します一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金制度、輸送の安全を確保するための貸切りバス選定・利用ガイドラインを遵守した形で設計し、金額面や安全性も踏まえた業者選定の仕様と積算基準で業者選定を行っているところでございます。

○田中裕委員

指名競争入札であれば金額ですよ、安いところが落札をするという形ですが、それでは安全性が確保できるのかどうか、今課長の答弁の中には貸切りバスの運用業者選定の規定を導入しているということですが、安全性を考えた場合に、やはり価格だけではなくて、きちっと総合的に判断する必要があるのではないかと考えております。先日のコミュニティバスの質問の際にも、プロポーザル方式で業者を選定していると、これは安全性を第一に考えているからですという、このような答弁があったかと思いますが、スクールバスも同じようなプロポーザル方式にすべきではないかと思いますが、今の業者選定で、安全運行には問題がないのか、どのようにお考えなのかお尋ねいたします。

○教育総務課長

現在の契約につきましては、国のガイドラインを遵守する中で、安全性を確認し、指名競争入札にて行っており、現在一般混乗路線につきましても、先ほど申しました積算方法を用いまして、国の定める上限額、下限額の範囲であるかを確認しながら、運航に必要な安全コストが確保された金額で契約を行うようとしております。教育委員会におきましても、児童生徒の安全を最優先にスクールバスの運行を行うものと考えており、現在の指名競争入札の中で、安全性を担保できるよう改善も図ってまいりました。現状においては、適切な制度運用で事業者選定が実施されているものと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○田中裕委員

ご理解いただきたいということですが、貸切りバス事業者に対しましては、貸切りバス事業者安全性評価認定制度というものがございます。いわゆる星3つというやつですね。これを取得されている事業者は、きちっと安全に運行していると国が定めたものでございますが、入札資格にこのことを導入すべきだと言ったら、これはもう恐らく1者、2者になってしまいますので、これを導入するというわけにはいかないと思っておりますけれども、こういったものをぜひとも進めていただく必要があるのではなかろうかと思うんですね。これはお金もかかりますし、非常に時間もかかる大変なものであるというのは十分認識しておりますが、こういったものをきちっと取らなくてはいけないよねというふうな思いになっていただくということも必要ではないかと思いますが、この点につきましては、どのように事業所に対して、進められていられるおつもりなのか、お尋ねいたします。

○教育総務課長

貸切りバス事業者安全性評価認定制度による認定事業者の利用促進につきましては、市内事業者で認定を受けている事業者は少なく、スクールバスの入札要件とすることは現状では難しいと考えますが、優良事業者等の認定・認証制度等の安全安心に対する取組につきましては、国も広く周知を図ることとしております。教育委員会としましては、同様の考えでおりますので、関係機関等には、優良事業者の利用等について案内し、周知を行っていきたくと考えております。

す。

○田中裕委員

スクールバスの運行につきましては、これまでも先ほど言いましたように何回となく質問をさせていただきました。これはバスに限ったことではございませんが、全国いろんなところで交通事故が発生し、社会問題となっております。多く子どもたちが乗車するスクールバスにおいては、痛ましい事故があってはならないし、子どもの安全性を第一に考えていただき、その取組には限りがないと思いますので、今後とも一層、子どもたちの安全性を第一に考えて、取り組んでいただきたいと要望いたしまして、質問を終わります。

○委員長

次に、233ページ、教育振興費、職員給与費について、城丸委員の質疑を許します。

○城丸委員

私は小学校英語専科指導教員配置事業費についてお聞きしたいのですが、まず、小学校における英語教育について、現在どのようなカリキュラムになっているのか教えてください。

○学校教育課長

新学習指導要領の実施によりまして、2020年度から小学校で外国語教育が必修化されました。これにより小学校3年生、4年生は外国語活動、小学校5、6年生は外国語科に変更されております。小学校3、4年生の外国語活動では、外国語に慣れ親しむという目的で、年間35コマ、週1回程度行っております。小学校5、6年生になりますと、教科化されまして、外国語によるコミュニケーションを図る基礎となる資質・能力を育成することを目指しまして、年間70コマ、週2回程度の授業を行うようになっております。

○城丸委員

今の小学校5、6年生というのは、令和4年度からということですかね。以前からありました小学校外国語教育推進事業費と令和4年度から始まります小学校英語専科指導教員配置事業費、これは2844万円の予算が計上されておりますけれど、このやり方、効果の違いについて説明をお願いします。

○学校教育課長

小学校外国語教育推進事業は外国語に初めて出会うであろうこの3年生、4年生の児童たちに、年間5回のALTを派遣しております。小学校3、4年生の児童たちは1対1でコミュニケーションを行うことはなかなか難しいので、学級のみinnで外国語のゲームやコミュニケーションを行い、外国に慣れ親しむとともに、外国文化の理解を深めております。今回新しくなりました小学校英語専科指導教員配置事業費は、学習指導要領の改定に伴いまして、英語が教科化となりましたので、小学校を5、6年生に対しまして、一定の英語力を有した専門性を持った指導員を配置しまして、その教員が英語の授業を行うようにしております。そして、聞くこと、読むこと、話すこと、書くことのより質の高い英語教育を行いまして、小学校から中学校への接続を効果的に行うようにしております。この加配を有効に活用するとともに、外国語・英語教育推進リーダーとして、校内の研修や授業準備などを推進していただき、小学校教員の外国語教育の指導力向上にも執り行うようにしております。

○城丸委員

簡単に言えば、3、4年生は英語に慣れるというところで、5、6年生になれば、中学校に入るための本格的な英語を勉強するための準備を行うということの理解でよろしいですか。私は本当にうらやましく思うというか、我々は中学校の頃はいきなり英語にぶつかりまして、まず文法から入っていったりしたので、私もこういう教育をしていただくと、多少はしゃべれるようになったかなと、ただ、分かりませんが、もし、英語がしゃべれると見える世界が変わってくるのではなかったかなというふうに思っております。非常にうらやましく思っています。これからグローバルな人材をつくっていくのも使命だと思いますので、まずこれは絶対に

必要な事業だと思っております。どんどん進めていってほしいと要望いたしまして、終わります。

○委員長

次に、237ページ、244ページ、小学校費、中学校費、教育振興費、学校図書費について、金子委員の質疑を許します。

○金子委員

私のほうからは237ページの小学校費の中の図書費、665万5千円、そして、244ページの中学校費の中の図書費、421万4千円について質問させていただきます。まず、資料を提出していただいておりますので、その説明をお願いいたします。

○教育総務課長

提出資料につきましては78ページ、学校図書費の内訳についてを提出いたしております。本資料につきましては、令和元年度から令和4年度までの学校図書費と児童生徒数及び学級数の推移について記載しております。また、令和元年度と令和2年度につきましては、各年度末現時点の蔵書数を記載しております。充足率につきましては、文部科学省が学校図書館の整備目標として、学級数に応じて定めております学校図書館図書標準に対する達成割合となっております。お尋ねの学校図書費の内訳につきましては、令和元年度は小中学校の合計1061万5千円、令和2年度は小中学校の合計1068万9千円、令和3年度は、現在は予算ベースではございますが、小中学校の合計1080万4千円となっており、僅かではございますが、年々増額予算となっております。当初予算となります令和4年度につきましても、学校図書館におけるさらなる図書の充実を図るための必要予算として、毎年、各学校とヒアリングを行い、小学校費で665万5千円、中学校費で421万4千円、合計1086万9千円と前年度を超える要求をさせていただいております。

○金子委員

令和2年度の充足率が出ていて、よく見ると、小学校が111%、そして中学校が99%となっております。本当に充足していることがよく分かりますが、またさらによく見ると、幾つかの小学校では85%というふうに出ております。また、ほかのところでは134%とか138%というふうになっておまして、いろいろな状況でこういう数になっていたのではないかと思いますので、さらによく調べていただいて、何でこの数が少なくなっているのかとかというのをもうちょっと調べていただいて、全ての子どもたちに本が行き渡るようお願いいたします。では、この図書の購入なんですけれども、どのような選書を行っているのか、教えてください。

○教育総務課長

学校図書館の図書にかかる選書から購入につきましては、各学校の学校司書さんが行っております。選書の主な方法としましては、全国学校図書館協議会等の推薦図書や、新刊書籍からの選書、児童生徒からのリクエスト、また教職員への希望調査等を行い、その内容や蔵書の構成を学校長と確認し、計画的に購入を行っております。

○金子委員

国から第6次学校図書館図書整備等5か年計画というのが、来年度から令和8年度まで計画されております。その主な3つの柱がありまして、一つは学校図書館の図書整備、もう一つが学校図書館への新聞配備、そして学校図書司書の配置というふうになっております。飯塚市の状況を見てみたら、その学校図書館の図書整備はまずまずではないかと思いますが、要望ですけれども、学校図書館の新聞の配備がどうなのかなというのがちょっと心配なところでありますので、ぜひその辺をしっかりと調べていただきたいと思います。理由が選挙権の年齢の18歳以上への引下げと成年年齢の18歳に引下げに伴い、児童生徒が主体的に主権者として必要な資質能力を身につけることの重要性を考えて、図書館への新聞の複数紙配備を図るということ

なので、ぜひご検討をお願いいたします。また、学校司書に関しましては、小学校が図書の時間等がかなり忙しくなっていると思います。令和3年度、令和4年度を見てみても、小学校でも25クラスとか26クラスのクラスがあります。ここで、司書の先生たちがどのような仕事をするかというところが本当に大変だと思います。選書もしながら、子どもたちを見ると本当に大変なお仕事ではないかと思っておりますので、ぜひ、しっかりと学校の図書館がまた重要な場所でもありますので、充実していただきますようよろしくお願いいたします。

○委員長

金子委員に申し上げます。質疑時間が残り5分を切っておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、267ページ、保健体育施設整備費、保健体育施設整備事業費について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

市民公園テニスコート改修工事4億円の内訳をお尋ねします。

○健幸都市推進課長

市民公園テニスコートの改修でございますけれども、これは現在あるクレイコートが8面ございますけれども、その8面全てを人工クレイコートに改修いたします。これに加えまして、コート周りのフェンス、また観覧席について改修を行うものでございます。これにより、降雨後、また少量の雨の場合でも、早い段階でプレーができ、イレギュラーも少なくなると考えております。そのため、軟式テニス、公式テニス、どちらとも利用の拡大が図れると考えております。

○川上委員

内訳を聞いたので、その単価とかいろいろ聞かせてください。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 16:04

再開 16:15

委員会を再開いたします。

○健幸都市推進課長

失礼いたしました。テニスコートのコート舗装工事でございますけれどもこれが8面分、こちらのほうが約2億6千万円弱でございます。それとスタンドの改修工事、こちらのほうが約4800万円程度、それと外柵工事、こちらのほうが約6600万円程度、それと照明設置、4面分ですけども照明を設置いたします。こちらのほうが約3800万円程度となっております。

○川上委員

1面当たり3千万円超すような工事なんですけど、今回工事費用の一部を懸案のサッカーグラウンドの整備に回すということについては、どう検討したかお尋ねします。

○健幸都市推進課長

今回のテニスコートの改修工事費用をサッカー場にというようなことで検討はいたしておりません。ただし、これまで新体育館を建設するに当たって、元の陸上競技場、それと市場のところの庄内工業団地グラウンドがございました。こちらのサッカーができる環境というのが失われまして、新たなサッカーができるような環境整備というのは、今、検討を行っているところでございます。

○川上委員

ちょっと関連でもう一つだけ質問しますが、それについては関係のサッカー協会、その他の方々、学校の関係もあると思うんですけど、それらとはどういう協議をする方向ですか。

○健幸都市推進課長

サッカー場の建設に当たりましては、数年前、新体育館建設の段階から、市のサッカー協会、それと筑豊のサッカー協会、こちらのほうと定期的な協議は行っているところでございます。

○委員長

次に、267ページ、保健体育施設整備費、体育館等建設事業費について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

今後のスケジュールをお尋ねします。

○健幸都市推進課長

令和4年度になりますけども、令和4年度に外構工事を発注いたします。全ての工事において年度末の竣工を予定いたしております。その後供用開始につきましては、令和5年4月中旬に、何とか供用開始をしたいというところで予定を組んでいるところでございます。

○川上委員

年度を越えてやってきているんですけど、全体事業費、総事業費は見通しを含めて、どれぐらいになりますか。

○健幸都市推進課長

まだ工事等々の発注が終わっておりませんので、予算ベースになりますけども、56億7800万円程度となっております。

○川上委員

財源の手当てはどうなっていますか。

○健幸都市推進課長

この分が国庫支出金、社交金でございますけども――。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 16:20

再開 16:20

委員会を再開いたします。

○健幸都市推進課長

失礼いたしました。社会資本整備交付金が約17億9千万円、適正化事業債、こちらのほうが約32億6千万円、一般財源が6億3千万円を見込んでおります。

○川上委員

32億6千万円の借金ということなんですけど、これはそれぞれ違うかもしれないけど、利息はどれぐらいですか。

○委員長

暫時休憩します。

休憩 16:21

再開 16:21

委員会を再開いたします。

○健幸都市推進課長

適正化事業債、約32億6千万円の償還期間、これを25年、利率0.4%として計算すると、総償還額が約36億4千万円、うち利息分が約1億8千万円となります。

○川上委員

そしたら、利息を入れると今の見通しは58億6千万円の事業という感じになりますかね。

○健幸都市推進課長

はい、そういう計算になります。

○川上委員

片峯市長、どういう感想ですか。この58億6千万円というボリューム感。

○市民協働部長

新体育館事業につきましては、公共施設の基本方針とかに倣いまして、再編統合した施設であります。そして、特別委員会も設置していただいて、協議して、そして整備を進めていっておるわけでございます。なおかつ、今説明いたしましたように、国の交付金、そして、有利な適正化債、そういったものを活用して、できるだけ市の負担、そういうものを減らしたところで、適正な整備を進めているということでございます。

○川上委員

ボリューム感を聞いたわけですよ。最初に、齊藤市長が検討委員会に提起したときに、審査の過程で現地建て替えていうのもありますよと。9億円というグレード、15億円というグレード、移転新築で47億円というグレードがありますよと。47億円って言ったかな。はるかに超えているわけだけど、ここのところについて、例の7億円のことも含めて、片峯市長としては満足なのか、どうなのか、市長としての見解を聞きたいわけです。

○市民協働部長

総事業費、当初は47億円という形で、確かに話しておりました。その後、工事費の高騰と、それから、もともと、フミン酸という想定していない土壌が出てきたことによって、変更になったということで総事業費が当初より膨らんでしまったということに対しては、申し訳ないというふうには思っております。

○川上委員

15億円の現地建て替えて、バッチリの体育館になっていたんでしょう。現地でやればさ、フミン酸とか出てこなかったんでは。このフミン酸が出てきたのはこの災害なんですか。あなた方にとっては。こうこうだから仕方がないという答弁だったけど、それも含めて、市長は何か言うことがないのかと、市民に、予算特別委員会を通じて。言うことがないんだから言うことはないと言ってくださいよ。

○片峯市長

想定よりも多くの支出を伴うことになったことについては、私も、何と云えばいいのかな、そんなはずでは、これほどまでに膨らむとは思ってなかったなあというのが正直な実感としてありますが、もろもろの経緯を踏まえると、どんと虫がたかったことがあるとも思っています。また、現地建て替えてもよかったのではないかとということにご指摘がありますが、現地でありましたら恐らく、恐らくといいますか、現状のアスリート、そしてスポーツ競技を考えますと、大会において、場所的にも、それから施設の的にも、活用していただけないような、本市の総合体育館になってしまったことを考えると、未来につながる投資であると思っています。今後、様々な協議で、市民の皆さんに活用していただいて、喜んでいただきますとともに、健康増進にも寄与する施設としてしっかりと活用計画を立てていきたいと思っておりますし、また、スポーツツーリズムの流れをつくり、市外から多くの方々を呼び込むことができるような取組をすることで、この投資が決して無駄ではなかったと、市民の皆さんに実感していただけるようなものにしていきたいと思っております。

○川上委員

そういうふうにおっしゃるんだけど、2つの点で申し上げたいんだけど、一つはスポーツ施設という性質もあるけど、避難所でしょ。飯塚地区の、飯塚全体の第2種だから。これを地元からなくしてそのままという考え方、こういったことを含めて、そもそも論で問題があるのではないですかという。それからもう一つは、入札と工事の経過を振り返ってくださいよ。どういう入札だったか。それから追加工事、専門家と何の相談もなしにやったことについては市長も反省しますと言ったことがあるけど、そういう反省の塊がこれなんですよ。今の答弁でいい

ですか、市長。

○片峯市長

まず2点ご指摘だったと思います。避難所機能については、今の総合体育館があるところの周辺の方々が、大規模災害のときの避難所の確保は大丈夫なのかというご指摘でございますが、これまで現在の市の第1体育館を水害のときに避難施設としてほぼ活用したことはございません。緊急に要望がありまして、会議室のほうにお見えいただきました世帯は何世帯かありましたが、すぐに交流センター、そして学校のほうに移動していただきました。今後、あの施設、あの周辺地区の方々については、これまで以上に丁寧に避難場所として交流センター、そして、近隣の小学校施設等をご案内して行きたいと思っております。また新しい体育館につきましては、駐車場をしっかりと整備できますし、避難施設としてのありようも備えた体育館になっておりますので、災害時における本市の総合避難所が必要な場合には、そのような機能も十分に果たせるだけのものになると思っております。またもう一つのご指摘の工事ににつきましては、先ほど部長も答弁しましたフミン酸等の案件につきましては、私も個人的にネットで調べまじたりして、なかなかあるようなものではないこと、でも現に検査をすればそれが出てきたこと、その対応が非常に難しいことまでは分かりましたが、あえて専門家の知見をさらに集めるようなこともすればよかったとも思っておりますし、入札につきましても、工事の発注につきましても、なかなか手が上がらずに苦慮いたしましたので、今後、よりスムーズに、また、説明責任を果たせるように、公共工事が実施できるように、担当課共々に研さんを深めていきたいと思っております。

○川上委員

最初のそもそも論について言えば、決めてから住民に説明する、納得してもらおうというやり方ですよ。こんなのでいいんですか。それから、入札その他については、地元の有力な企業が絡んで、それでゼネコンが次々に入札辞退をしていくと。そのたびに予定価格上がっていくような話。これにずっと飯塚市は付き合わされてきて、そしておまけにフミン酸でしょ。専門家の責任分担についても、市の顧問弁護士とも相談しないと。こういうような反省のないやり方が、オートレース36億円の工事について、片峯市長の下では、こういう工事はやっぱりしてもらったら困るという声となって今度請願が上がっているわけですよ。このことは、嘉徳劇場がどういった構想になっていくかも心配されるわけですよ。地元の有力企業がどう絡んでいくのかなとか、みんな言っているよ。聞いたことあるでしょう。質問を終わります。

○委員長

次の268ページ、学校給食費、学校給食事業費については、江口委員より取り下げる旨の申出がっております。

次に質疑事項一覧表以外の質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑はほかにないようですから、第10款教育費から第13款予備費までについて、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第4号については本日の審査をこの程度にとどめ、明3月15日午前10時から委員会を開き、審査したいと思っておりますがご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よってこのように決定いたしました。

これをもちまして、令和4年度一般会計予算特別委員会を散会いたします。お疲れさまでした。